投資信託説明書(請求目論見書)
使用開始日　2025年8月19日

アジア　ハイ・イールド・プラス(毎月決算型)(為替ヘッジあり)/(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／債券

アジア　ハイ・イールド・プラス(毎月決算型)(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年8月18日に関東財務局長に提出しており、2025年8月19日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　塩川　克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

SBI岡三アセットマネジメント

・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目　次

目　次 1
第一部【証券情報】 2
（１）【ファンドの名称】 2
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 2
（３）【発行（売出）価額の総額】 2
（４）【発行（売出）価格】 2
（５）【申込手数料】 3
（６）【申込単位】 3
（７）【申込期間】 3
（８）【申込取扱場所】 3
（９）【払込期日】 3
（１０）【払込取扱場所】 3
（１１）【振替機関に関する事項】 4
（１２）【その他】 4
第二部【ファンド情報】 5
第１【ファンドの状況】 5
第２【管理及び運営】 44
第３【ファンドの経理状況】 51
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 102
第三部【委託会社等の情報】 103
第１【委託会社等の概況】 103

＜添付＞
投資信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）
アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）
（以下、総称して「ファンド」という場合、あるいは各々を「各ファンド」という場合があります。また、それぞれを「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」という場合があります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。
当初元本は、1口当たり1円です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて1,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	**ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社** **電話番号**　03-3516-1300 **受付時間**　**営業日の午前9時～午後5時** **ホームページ**　https://www.sbiokasan-am.co.jp

（5）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.85％（税抜 3.5％）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆　申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆　「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、(4)［発行（売出）価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

◆　「アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」もしくは「アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の受益者が、各ファンド間でのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。
※　お問合わせ先については、(4)［発行（売出）価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（7）【申込期間】

2025 年 8 月 19 日から 2026 年 2 月 16 日まで

◆　申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

（8）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、(4)［発行（売出）価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（9）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆　詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、(4)［発行（売出）価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■　**ファンドの目的**

投資信託財産の安定した収益の確保と着実な成長を目指して運用を行います。

■　**信託金の限度額**

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■　**ファンドの商品分類**

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）
＜為替ヘッジあり＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 社債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （高位ヘッジ） なし

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。
※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （債券 社債））	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券 社債へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 債券 社債とは、目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年 12 回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり （高位ヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

＜為替ヘッジなし＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 社債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （債券 社債））	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券 社債へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 債券 社債とは、目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年 12 回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

ファンドの特色

1 以下の投資信託証券への投資を通じて、アジアのハイ・イールド債券※を中心に、他、転換社債(CB)等に実質的に投資を行います。

※投資するアジアのハイ・イールド債券は、主に米ドル建てです。

アジア ハイ・イールド・プラス(毎月決算型)(為替ヘッジあり)

- アジア・ハイ・イールド債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)
  <運用会社> JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
  (投資対象とする「GIMアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド(適格機関投資家専用)」の投資顧問会社)
  JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド
  (為替ヘッジにかかる運用をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。)
- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCB (Cクラス(米ドル建て))
  <運用会社> シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

アジア ハイ・イールド・プラス(毎月決算型)(為替ヘッジなし)

- アジア・ハイ・イールド債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
  <運用会社> JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
  (投資対象とする「GIMアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド(適格機関投資家専用)」の投資顧問会社)
  JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド
- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCB (Cクラス(米ドル建て))
  <運用会社> シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッドおよびJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の一員です。

*J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

シュローダーは、1804年創業のアクティブ運用に特化した独立系資産運用グループです。ロンドン証券取引所に上場する一方、引き続き創業家が中核株主として議決権付き株式の約半数を保有し、長期的視点で資産運用業に取り組んでいます。

ハイ・イールド(High=高い・Yield=利回り)債券とは

一般に、信用格付が低い(BB格相当以下(S&P社表記))社債を指します。
投資適格債券と比較して、債務不履行(デフォルト)に陥る可能性が高い等、信用リスクが高くなります。一方、信用リスクが高い反面、満期償還までの期間が同じ投資適格債券と比べて、一般に高い利回りで発行・取引されています。

信用格付

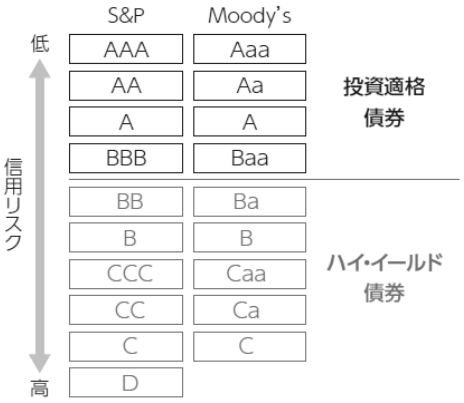

※S&P、Moody'sは、代表的な信用格付業者です。

スプレッド

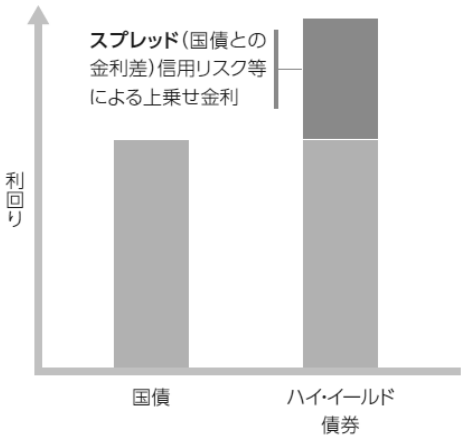

信用度の変化と債券価格変動のイメージ

一般に、発行体の信用リスクが低減した場合、国債との金利差は縮小し、ハイ・イールド債券の価格上昇要因となります。一方、発行体の信用リスクが増大した場合、国債との金利差は拡大し、ハイ・イールド債券の価格下落要因となります。

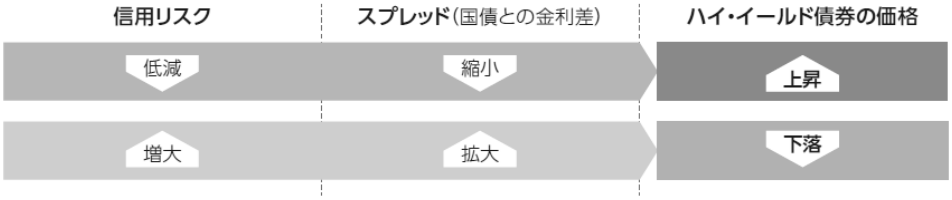

※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

2 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等を基に銘柄を選定します。また転換社債(CB)に関しては、前記に加え、株価との連動性等を勘案し銘柄を選定します。

転換社債(CB)とは

転換社債(CB)とは、一定の条件で株式に転換できる権利が付いた社債です。
Convertible Bond(転換できる債券)の頭文字を取ってCBと略されます。
転換社債(CB)は、債券、株式の両方の性質を併せ持つため、転換社債(CB)の価格変動の特性として、株価下落局面においては債券の性質による下支え効果、株価上昇局面においては株式の性質による値上がりが期待できます。

3 ポートフォリオの構築にあたっては、金利収入の獲得を重視し、債券価格の上昇による投資信託財産の成長を目指します。

4 各投資信託証券の合計組入比率は、高位に保つことを基本とします。

5 「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」2つのファンドから選べます。

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

●分配方針

毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

●ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合

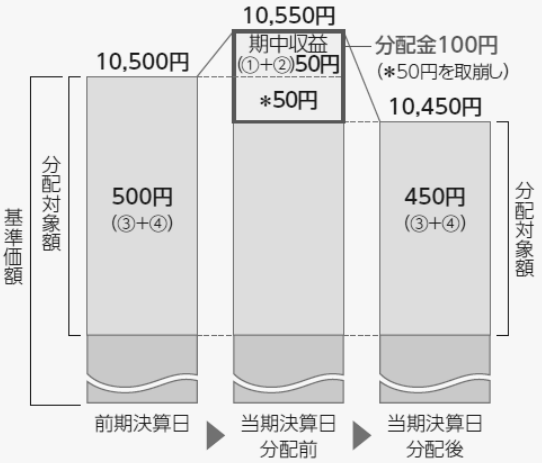

前期決算日から基準価額が下落した場合

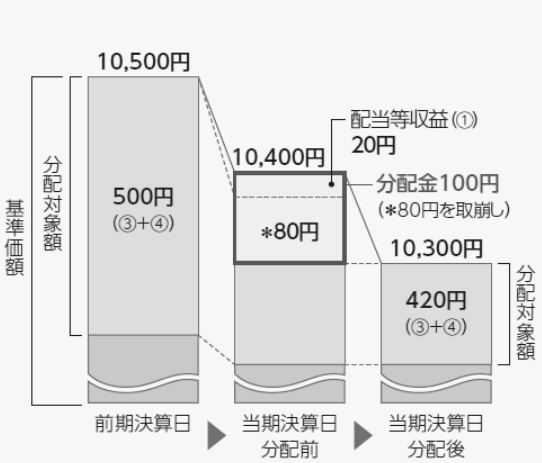

分配対象額	①経費控除後の配当等収益　②経費控除後の評価益を含む売買益　③分配準備積立金　④収益調整金

分配準備積立金
期中収益（①+②）のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金
追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

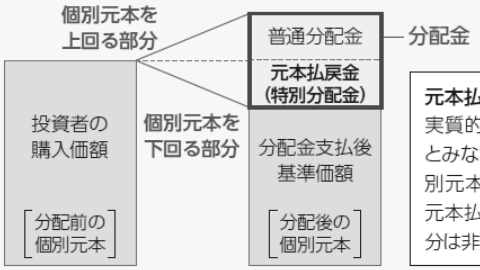

元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

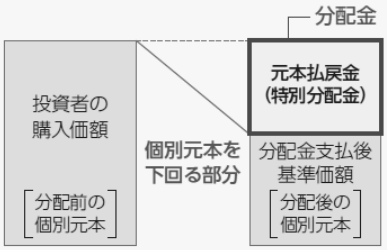

普通分配金
個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）
個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

（2）【ファンドの沿革】

2012 年 8 月 27 日	投資信託契約締結、設定、運用開始
2018 年 3 月 19 日	主要投資対象となる投資信託証券を変更
2021 年 10 月 15 日	主要投資対象となる投資信託証券を変更、信託期間の終了日を 2022 年 5 月 17 日から 2027 年 5 月 17 日に変更

（3）【ファンドの仕組み】

■　ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。

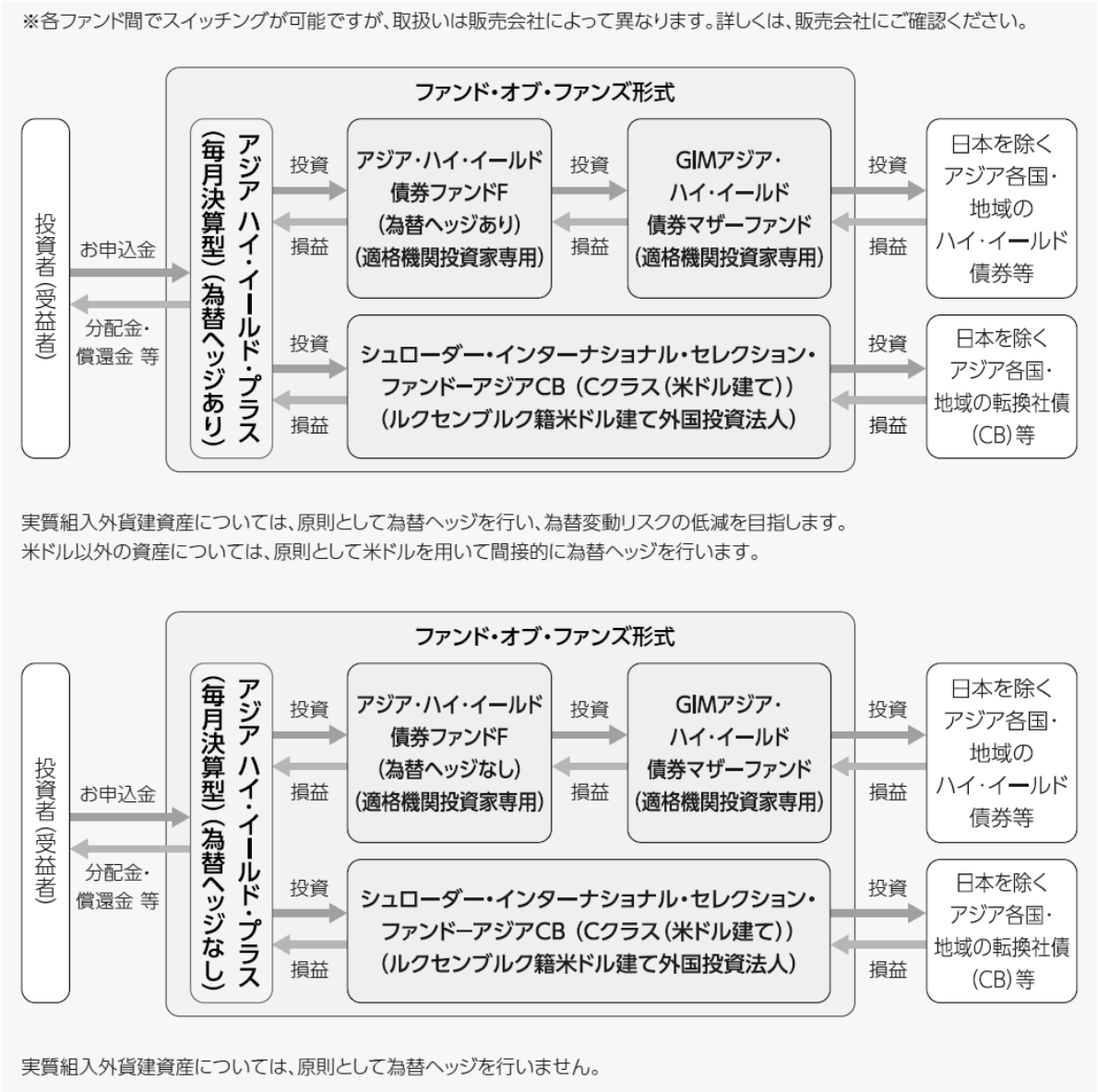

■　ファンドの関係法人とその役割

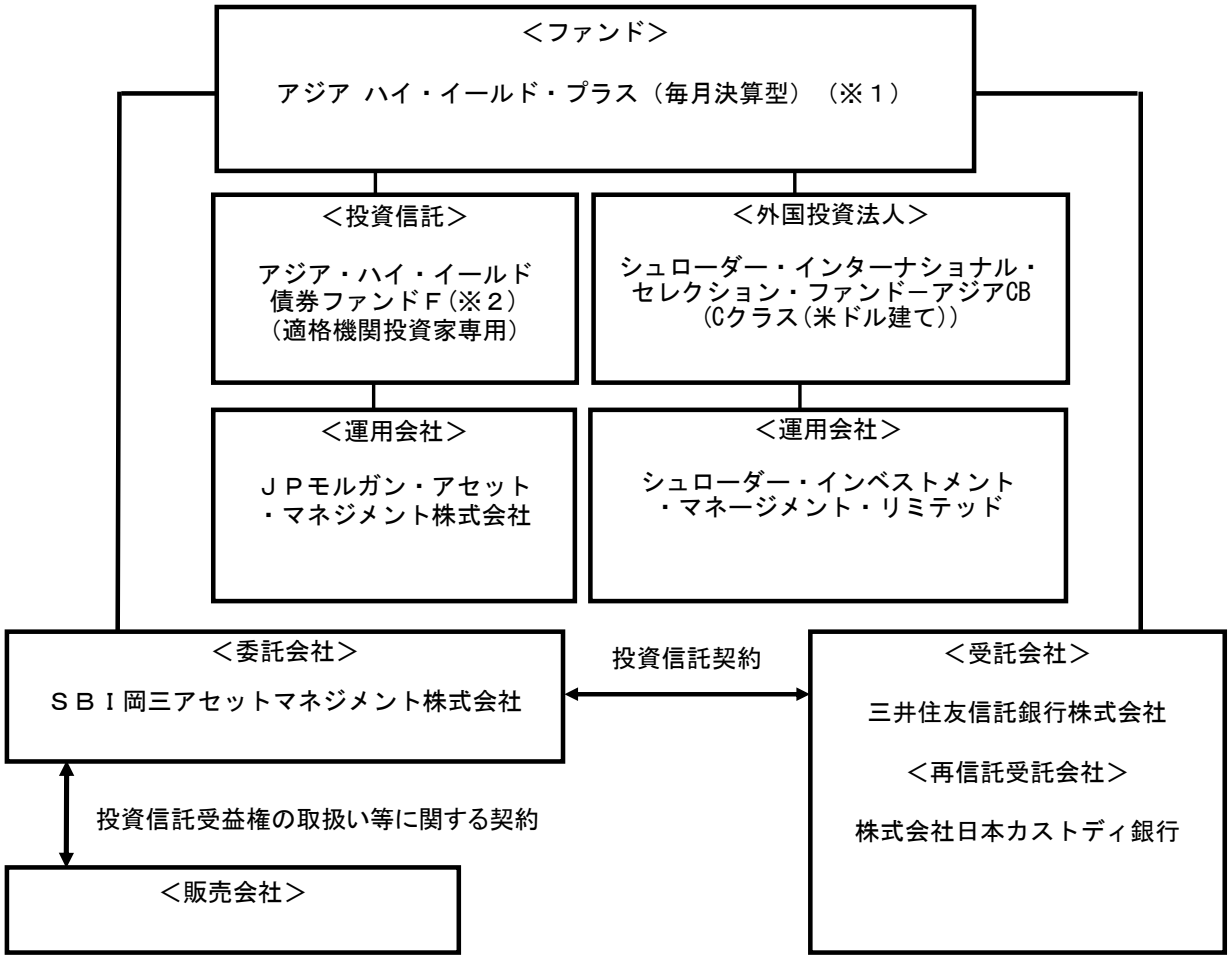

（注）上記※１、※２については、ファンドごとに以下のとおりに読み替えます。

※1	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
※2	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし

関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託証券の運用会社	投資対象とする投資信託証券の運用を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■　委託会社の概況（2025 年 5 月末日現在）

◆　資本金

1 億円

◆　委託会社の沿革

1964 年 10 月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
2008 年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023 年 7 月 1 日	商号を「ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆　大株主の状況

名　　称	住　　所	持株数	持株比率
ＳＢＩＦＳ合同会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	577,400 株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号	554,701 株	49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■　基本方針

ファンドは、投資信託財産の安定した収益の確保と着実な成長を目指して運用を行います。

■　運用方法

a　投資対象

内国証券投資信託の受益権およびルクセンブルク籍米ドル建て外国投資法人の投資証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b　投資態度

イ．以下の投資信託証券への投資を通じて、アジアのハイ・イールド債券を中心に、他、転換社債(CB)等に実質的に投資を行い、投資信託財産の安定した収益の確保と着実な成長を目指して運用を行います。

①アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

・アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

・シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジア CB（C クラス(米ドル建て)）

（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。）

②アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

・アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

・シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジア CB（C クラス(米ドル建て)）
（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。）

ロ．投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等を基に銘柄を選定します。また転換社債(CB)に関しては、ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等に加え、株価との連動性等を勘案し銘柄を選定します。

ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、金利収入の獲得を重視し、債券価格の上昇による投資信託財産の成長を目指します。

ニ．各投資信託証券の合計組入比率は、高位に保つことを基本とします。

ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

■　**投資の対象とする資産の種類**

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形

b　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

■　**運用の指図範囲**

a　有価証券
委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券※（金融商品取引法第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの
ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
ニ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ホ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、ハ．の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

※アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）
・アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
・シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジア CB（C クラス(米ドル建て)）

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）
・アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
・シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジア CB（C クラス(米ドル建て)）

b　金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金
ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ハ．コール・ローン
ニ．手形割引市場において売買される手形

c　特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)投資対象とする投資信託証券の概要

アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

運用会社	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
運用の外部委託先	ＧＩＭアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の運用をＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドに委託します。 （為替ヘッジあり） 為替ヘッジにかかる運用を JP モルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドに委託します。
投資対象	マザーファンドの受益証券
運用方針	安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
投資態度	（為替ヘッジあり） ①主として、マザーファンドの受益証券に投資します。 ②外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）およびみなし保有外貨建資産のうち、米ドル建てのものについては米ドルに対し直接為替ヘッジを行い、それ以外の通貨建てのものについては米ドル等の主要通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクを抑えます。 ③資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①および②にしたがった運用が行えない場合があります。 （為替ヘッジなし） ①主として、マザーファンドの受益証券に投資します。 ②外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ③資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①および②にしたがった運用が行えない場合があります。
投資制限	①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。 ②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。ただし、取引所金融商品市場（金商法第 2 条第 17 項に規定する金融商品市場をいう。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く）なもので、実際に当該市場を通じて取得した投資信託証券を除きます。 ③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ⑤デリバティブ取引等を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の 80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成

	19 年金融庁告示第 59 号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、運用会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。
マザーファンドの投資対象	①以下のイおよびロの債券を主要投資対象とします。 イ．以下のいずれかに該当する企業が発行する高利回り社債。 （イ）その株式がアジア諸国のいずれかの市場で上場または取引されている企業 （ロ）アジア諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業 （ハ）売上または利益の大半をアジア諸国から得ていると運用委託先が判断する企業 （ニ）資産の大半をアジア諸国に保有していると運用委託先が判断する企業 （ホ）アジア諸国に本社等の企業の主たる機能を置いていると運用委託先が判断する企業 「アジア諸国」とは、運用委託先がそれに該当すると判断する国（日本を除きます。）をいいます。（以下同じ。） 「高利回り社債」とは、当該社債の格付けが、ＢＢ＋格（Ｓ＆Ｐ社による格付け）またはＢａ１格（ムーディーズ社による格付け）以下のものをいいます。 ロ．上記イの高利回り社債の信用リスクを主として反映する仕組債。ただし、反映する信用リスクを増大させる仕組みを持たないものに限ります。なお、当該仕組債の発行体の格付けは、信用リスクを反映しようとする発行体（以下「参照発行体」といいます。）の格付けより高い場合も、低い場合もあります。 ②上記①の債券のほか、以下の債券にも投資することがあります。 イ．ＢＢ＋格（Ｓ＆Ｐ社による格付け）またはＢａ１格（ムーディーズ社による格付け）以下のアジア諸国の債券（運用委託先がそれに該当すると判断するもの。ただし上記①イの高利回り社債および上記①ロの仕組債を除きます。）。その投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%を上限とします。 ロ．ＢＢＢ－格（Ｓ＆Ｐ社による格付け）またはＢａａ３格（ムーディーズ社による格付け）以上のアジア諸国の債券（運用委託先がそれに該当すると判断するもの。ただし上記①ロの仕組債および下記ハの仕組債を除きます。）。その投資割合は、下記ハの仕組債と合算して信託財産の純資産総額の 20%を上限とします。 ハ．上記ロの債券の信用リスクを主として反映する仕組債。ただし、反映する信用リスクを増大させる仕組みを持たないものに限ります。その投資割合は、上記ロの債券と合算して信託財産の純資産総額の 20%を上限とします。なお、当該仕組債の発行体の格付けは、参照発行体の格付けより高い場合も、低い場合もあります。

	③上記①および②における「Ｓ＆Ｐ社」とは、「Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング」を呼称とする格付会社グループに属する者のいずれかをいい、「ムーディーズ社」とは、「ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク」を呼称とする格付会社グループに属する者のいずれかをいいます。（以下両者を総称して「格付会社」といいます。） ④上記①および②の格付け基準において、各格付会社から異なる格付けを得ている債券は、下位の格付けにより判断します。 ⑤上記①および②の格付け基準に該当する債券には、格付会社のいずれからも格付けを得ていない債券のうち、運用委託先が同等の格付けとみなすものを含みます。
マザーファンドの投資態度	１．マザーファンドの投資対象（以下「投資対象」といいます。）①に掲げる債券に主として投資し、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。 ２．米ドル建ての債券に主として投資します。また、建値がアジア諸国の現地通貨である債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30％を上限とします。 ３．投資対象①イ又は②イの債券について、投資後に格付けが変更され該当する格付け基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により当該債券を保有し続けることがあります。ただしその場合、当該債券は投資対象②ロに掲げる債券とみなし、その投資割合の制限に従います。 ４．投資対象①ロの仕組債について、投資後にその参照発行体の格付けが変更され該当する格付け基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により当該仕組債を保有し続けることがあります。ただしその場合、当該仕組債は投資対象②ハの仕組債とみなし、その投資割合の制限に従います。 ５．投資対象②ロの債券について、投資後に格付けが変更され該当する格付け基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により当該債券を保有し続けることがあります。ただしその場合、当該債券は、運用委託先の判断によりその発行体の種別に応じて投資対象①イまたは②イに掲げる債券とみなし、その投資割合の制限に従います。 ６．投資対象②ハの仕組債について、投資後にその参照発行体の格付けが変更され該当する格付け基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により当該仕組債を保有し続けることがあります。ただしその場合、当該仕組債は投資対象①ロの仕組債とみなします。 ７．外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）については、為替ヘッジを行いません。 ８．資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記１～７にしたがった運用が行えない場合があります。
決算日、 分配方針	決算日：毎月９日（当該日が休業日の場合は翌営業日） ①分配対象額の範囲 計算期間終了日における、受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。 ②収益分配金の分配方針 運用会社は、上記①の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ③収益を留保した場合の留保益の運用方針

	留保益の運用については、特に制限を設けず、運用会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対し、それぞれ年率 0.704%（税抜 0.64%）
その他の費用	ファンドの監査費用：純資産総額に年率 0.022%（税抜 0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間 330 万円（税抜 300 万円）を上限とします。）

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジア CB
（以下、「SCHRODER-ASIA CONV BND-CUSDA」という場合があります。）

シェアクラス	C クラス(米ドル建て)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍米ドル建て外国投資法人
運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
基本方針	主としてアジア（除く日本）企業が発行する転換社債に投資を行い、3 年から 5 年の期間でベンチマークを上回る運用を行うことを目指します。
投資対象	ファンドの資産のうち少なくとも 3 分の 2 以上は、アジア（除く日本）企業が発行する転換社債またはその他証券（転換優先株、他社株転換可能債券など）に投資を行います。
投資態度	① ファンドは、資産の少なくとも 3 分の 2 以上をアジア（除く日本）企業が発行する転換社債またはその他証券（転換優先株、他社株転換可能債券など）に投資を行い、積極的に運用を行います。 ② ファンドは、アジア（除く日本）企業の発行する、固定利付債券、変動利付債券、株式、株式関連証券への投資を行う場合があります。転換社債は通常、転換価格にて株式に転換できる債券です。運用目標は、債券投資の安定的な収益と相対的にボラティリティの低い特性を持ちながら、アジア（除く日本）の株式市場への投資収益を享受することです。
ベンチマーク	FTSE・アジア（除く日本）CB インデックス（米ドルヘッジ）
主な投資制限	① ファンドは資産の 50%を超えて投資適格未満の格付けの証券に投資する可能性があります。 ② ファンドは資産の最大 3 分の 1 を転換社債以外の証券に、直接的、間接的に投資を行うことがあります。 ③ ファンドはデリバティブを活用する場合があります。
決算日	毎年 12 月末
収益分配方針	無分配
購入価額	申込日の基準価額
換金価額	申込日の基準価額
購入・換金不可日	管理会社が定める日
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
運用報酬	純資産総額に対し年率 0.75%
その他費用	組入有価証券の売買委託手数料、管理費用、保管費用、ヘッジに係る費用、租税等
償還条項	管理会社の判断による

（３）【運用体制】

■　運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。

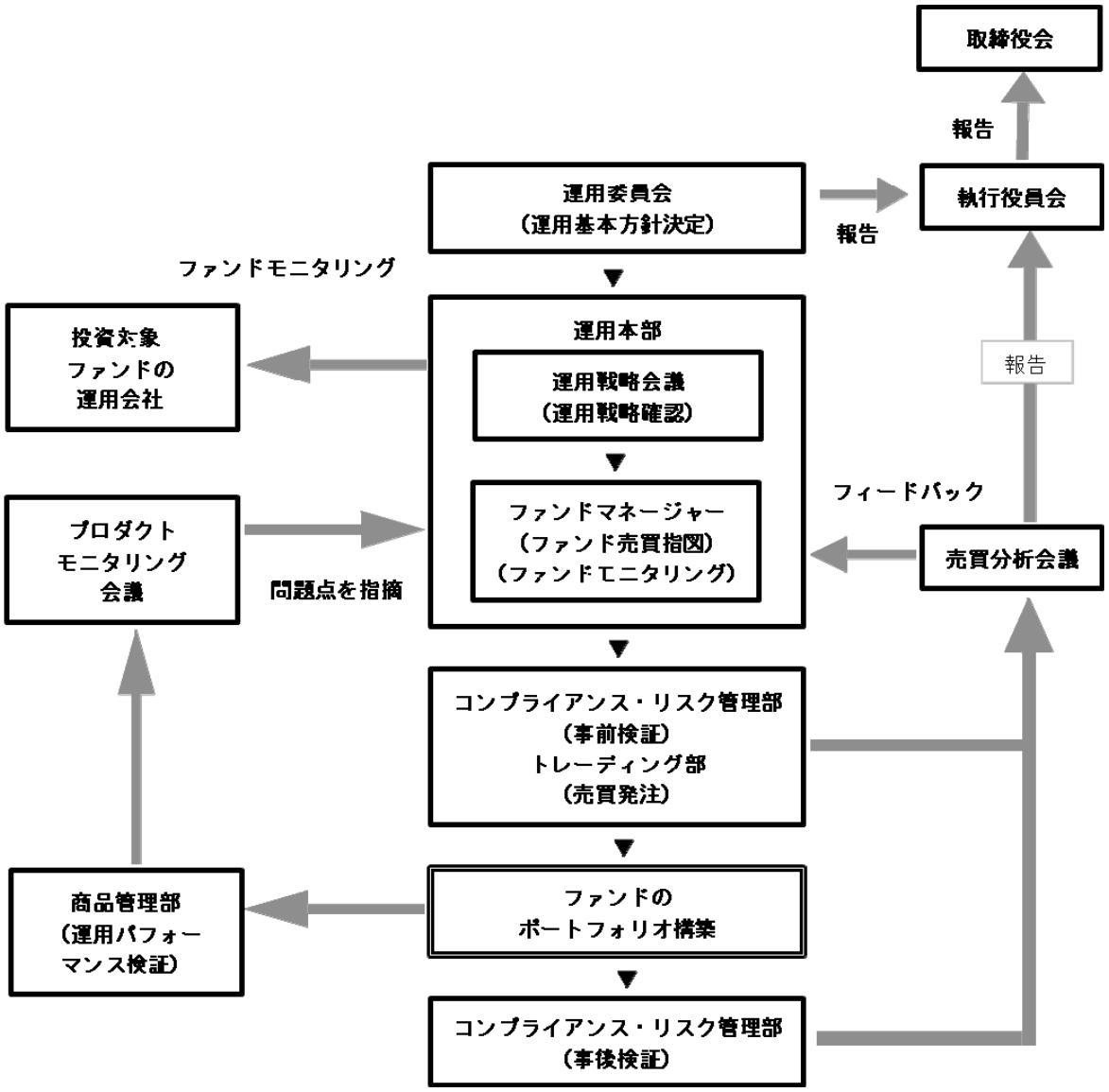

会議名または部署名	役割
運用委員会 （月１回開催）	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月１回開催）	投資対象ファンドの運用戦略の確認を行います。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、投資対象ファンドの売買指図を行います。また、投資先ファンドの運用状況についてモニタリングを行います。
プロダクトモニタリング会議 （月１回開催）	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議 （月１回開催）	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月１回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （6 名程度）	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 （4～6 名程度）	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品管理部 （3～6 名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。 また、投資対象ファンドとしての適切性の確認を定期的および必要に応じて行います。

■　社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■　ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

※　運用体制等につきましては、2025 年 5 月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

■　**毎月 17 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。**

a　分配対象収益の範囲
　繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b　分配対象収益についての分配方針
　分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

c　留保益の運用方針
　収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

■　**分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。**

（５）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

■　**投資信託証券への投資割合には制限を設けません。**
■　**株式への直接投資は行いません。**
■　**外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。**
■　**一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。**

■　**公社債の運用指図**
国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

■　**資金の借入れ**

a　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償

還金の合計額を限度とします。

c　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

d　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

３【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。 ファンドは、アジアのハイ・イールド債券、転換社債（CB）等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

＜投資リスク＞

■　信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

ハイ・イールド債券等の信用格付の低い債券は、信用格付の高い債券と比較して、発行体等の信用状況等の悪化により短期間に価格が大きく変動する可能性や債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。また、信用格付の低い、もしくは無格付の転換社債については、上位信用格付の転換社債に比べて信用リスクが相対的に高いと考えられます。

■　金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

ハイ・イールド債券の価格は、金利の変動や経済環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

■　転換社債（CB）の価格変動リスク

転換社債の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢の変化、転換対象となる株式の価格変動ならびに金利変動などの影響を受け変動します。一般的に転換社債の価格変動は、株式および公社債の両方の価格変動の特性を有します。そのため、株価変動の影響を受けるほか、一般的に金利が上昇した場合には価格が下落する債券価格の変動の影響を受け、基準価額が下落する可能性があります。

■　流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■　カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢

の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。
特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

■　為替変動リスク

＜為替ヘッジあり＞

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。
投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。
投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。また、他通貨による為替ヘッジを行う場合には、為替変動リスクが一部残ります。

＜為替ヘッジなし＞

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。
投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。
投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※　基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

＜留意事項＞

・　ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・　投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

・　ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

・　分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

＜投資リスクに対する管理体制＞（2025 年 5 月末日現在）

・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。

・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

  発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

  発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年6月末～2025年5月末

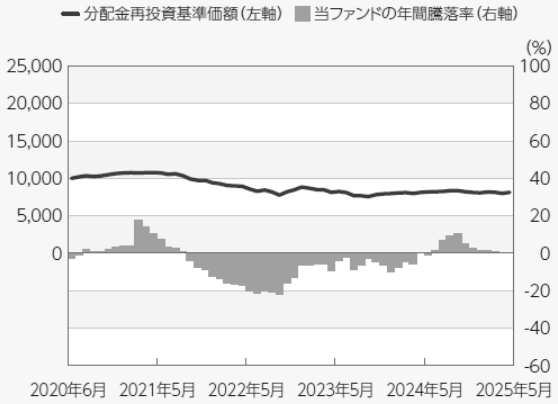

＊分配金再投資基準価額は、2020年6月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2020年6月末～2025年5月末

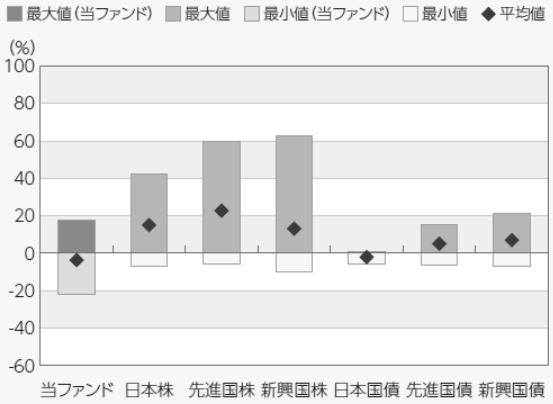

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	17.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 21.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	△ 3.6	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年6月末～2025年5月末

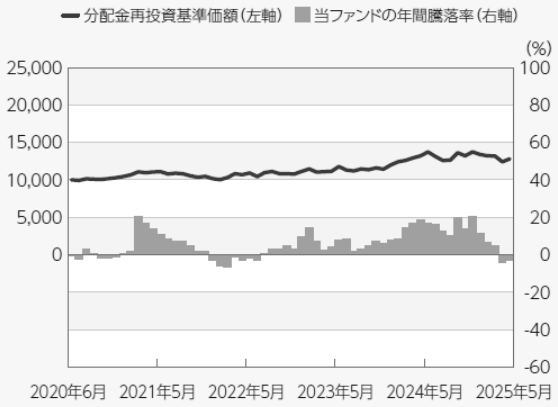

＊分配金再投資基準価額は、2020年6月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2020年6月末～2025年5月末

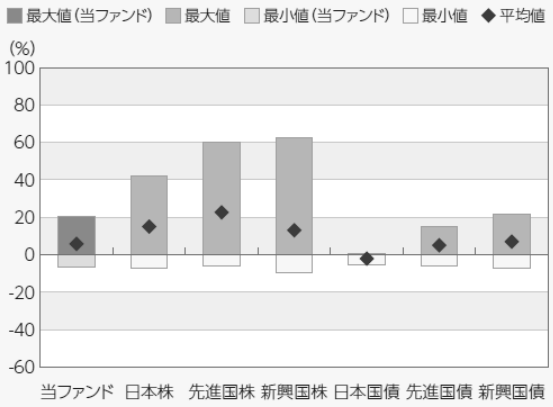

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	20.5	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 6.9	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	5.8	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日　本　株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング・ マーケッツ・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.85％（税抜 3.5％）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

照会先	**ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社** **電話番号**　03-3516-1300 **受付時間**　**営業日の午前9時～午後5時** **ホームページ**　https://www.sbiokasan-am.co.jp

◆ 「アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」もしくは「アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の受益者が、各ファンド間でのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.20％が信託財産留保額として控除されます。

（3）【信託報酬等】

■ **信託報酬の総額及びその配分**

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.133％（税抜 1.03％）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.440％（税抜 0.40％）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.660％（税抜 0.60％）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.033％（税抜 0.03％）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

＜実質的な信託報酬の総額＞

各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財

産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額です。

・　「アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」および「アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」の信託報酬はそれぞれ、計算期間を通じて毎日、当該各投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.704％（税抜0.64％）を乗じて得た額です。

・　「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCB（Cクラス(米ドル建て)）」の信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.75％を乗じて得た額です。

各ファンドはそれぞれ、「アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」、「アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」および「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCB（Cクラス(米ドル建て)）」を組入れて運用を行いますので、各ファンドの信託報酬に当該各投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.837％程度～1.883％程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■　**信託報酬の支払い時期**

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

■　ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。

■　ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132％（税抜 0.012％）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用、海外における資産の保管等に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。

※　上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（5）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■　個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。
償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。
また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014 年 1 月 1 日以降 2037 年 12 月 31 日まで	20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）
2038 年 1 月 1 日以降	20%（所得税 15%、地方税 5%）

■　法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014 年 1 月 1 日以降 2037 年 12 月 31 日まで	15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）
2038 年 1 月 1 日以降	15%（所得税 15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISA の対象ではありません。

■ その他

・ 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記の内容は 2025 年 5 月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間（2024年11月19日～2025年5月19日）の総経費率（年率）

ファンド名	総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
為替ヘッジあり	2.10%	1.13%	0.97%
為替ヘッジなし	1.89%	1.13%	0.76%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。
※その他費用の比率は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。
※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては直近の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

2025 年 5 月 30 日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	422,553,684	85.50
投資証券	ルクセンブルク	59,559,250	12.05
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	12,105,159	2.45
合計（純資産総額）		494,218,093	100.00

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	5,705,798,800	85.96
投資証券	ルクセンブルク	794,634,610	11.97
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	137,536,931	2.07
合計（純資産総額）		6,637,970,341	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	914,222,597	0.462	422,370,839	0.4622	422,553,684	85.50
2	ルクセンブルク	投資証券	SCHRODER-ASIA CONV BND-CUSDA	2,025.87	28,917.07	58,582,240	29,399.34	59,559,250	12.05

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	85.50
投資証券	12.05
合計	97.55

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資信託受益証券	アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	5,101,751,431	1.125	5,739,470,359	1.1184	5,705,798,800	85.96
2	ルクセンブルク	投資証券	SCHRODER-ASIA CONV BND-CUSDA	27,028.99	28,917.07	781,599,431	29,399.34	794,634,610	11.97

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	85.96
投資証券	11.97
合計	97.93

②【投資不動産物件】

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカドル	売建	381,000.00	55,048,785	54,707,904	△11.07

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1 口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 7 特定期間末　（2015 年 11 月 17 日）	2,022,504,416	2,091,082,560	0.9362	0.9662
第 8 特定期間末　（2016 年 5 月 17 日）	1,782,478,733	1,842,465,432	0.9218	0.9518
第 9 特定期間末　（2016 年 11 月 17 日）	2,056,997,303	2,119,364,231	0.9066	0.9366
第 10 特定期間末　（2017 年 5 月 17 日）	2,039,762,419	2,107,847,881	0.8982	0.9282
第 11 特定期間末　（2017 年 11 月 17 日）	2,202,708,716	2,277,799,287	0.8761	0.9061
第 12 特定期間末　（2018 年 5 月 17 日）	1,763,464,829	1,831,916,456	0.8168	0.8468
第 13 特定期間末　（2018 年 11 月 19 日）	1,370,904,446	1,430,851,603	0.7550	0.7850
第 14 特定期間末　（2019 年 5 月 17 日）	1,205,339,366	1,249,954,231	0.7657	0.7927
第 15 特定期間末　（2019 年 11 月 18 日）	1,246,224,858	1,285,917,784	0.7517	0.7757
第 16 特定期間末　（2020 年 5 月 18 日）	1,100,943,897	1,140,159,354	0.6818	0.7058
第 17 特定期間末　（2020 年 11 月 17 日）	1,135,101,537	1,173,466,279	0.7130	0.7370
第 18 特定期間末　（2021 年 5 月 17 日）	1,061,726,937	1,098,092,941	0.7067	0.7307
第 19 特定期間末　（2021 年 11 月 17 日）	881,341,058	916,172,641	0.6243	0.6483
第 20 特定期間末　（2022 年 5 月 17 日）	845,739,949	872,954,305	0.5506	0.5686
第 21 特定期間末　（2022 年 11 月 17 日）	770,380,996	788,816,077	0.4827	0.4947
第 22 特定期間末　（2023 年 5 月 17 日）	741,816,928	760,678,401	0.4846	0.4966
第 23 特定期間末　（2023 年 11 月 17 日）	661,093,550	679,322,139	0.4446	0.4566
第 24 特定期間末　（2024 年 5 月 17 日）	628,583,142	645,561,448	0.4557	0.4677
第 25 特定期間末　（2024 年 11 月 18 日）	580,866,714	596,854,601	0.4503	0.4623
第 26 特定期間末　（2025 年 5 月 19 日）	493,624,115	508,377,174	0.4301	0.4421
2024 年 5 月末日	626,002,258	—	0.4543	—
6 月末日	627,873,850	—	0.4560	—
7 月末日	624,506,159	—	0.4558	—
8 月末日	600,870,687	—	0.4551	—
9 月末日	601,080,930	—	0.4594	—
10 月末日	597,615,680	—	0.4571	—
11 月末日	570,520,215	—	0.4474	—
12 月末日	558,867,513	—	0.4403	—
2025 年 1 月末日	552,502,045	—	0.4354	—
2 月末日	550,158,633	—	0.4390	—

3月末日	529,276,373	—	0.4356	—
4月末日	504,993,530	—	0.4254	—
5月末日	494,218,093	—	0.4309	—

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

	純資産総額(円)		基準価額（円）（1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第7特定期間末　（2015年11月17日）	31,013,489,956	33,574,085,547	1.3687	1.4887
第8特定期間末　（2016年 5月17日）	25,039,853,027	27,782,151,140	1.1281	1.2481
第9特定期間末　（2016年11月17日）	29,073,190,780	30,914,593,573	1.0776	1.1496
第10特定期間末　（2017年 5月17日）	28,955,913,226	30,837,312,278	1.0782	1.1502
第11特定期間末　（2017年11月17日）	40,908,366,381	43,429,792,190	1.0258	1.0978
第12特定期間末　（2018年 5月17日）	34,881,957,014	37,801,297,858	0.9072	0.9792
第13特定期間末　（2018年11月19日）	22,801,329,929	25,149,242,218	0.8278	0.8998
第14特定期間末　（2019年 5月17日）	16,254,478,741	17,517,653,294	0.8076	0.8616
第15特定期間末　（2019年11月18日）	14,618,826,652	15,315,620,899	0.7838	0.8198
第16特定期間末　（2020年 5月18日）	13,454,024,284	14,150,238,685	0.6977	0.7337
第17特定期間末　（2020年11月17日）	13,552,842,779	14,013,107,691	0.7155	0.7395
第18特定期間末　（2021年 5月17日）	13,057,502,767	13,493,827,707	0.7453	0.7693
第19特定期間末　（2021年11月17日）	11,006,384,586	11,403,092,241	0.6934	0.7174
第20特定期間末　（2022年 5月17日）	9,702,912,867	9,977,032,246	0.6893	0.7073
第21特定期間末　（2022年11月17日）	9,371,788,386	9,538,052,299	0.6669	0.6789
第22特定期間末　（2023年 5月17日）	8,876,751,823	9,037,439,842	0.6812	0.6932
第23特定期間末　（2023年11月17日）	8,502,169,147	8,651,495,757	0.7148	0.7268
第24特定期間末　（2024年 5月17日）	8,548,294,436	8,683,701,426	0.7864	0.7984
第25特定期間末　（2024年11月18日）	7,913,122,281	8,035,943,852	0.8016	0.8136
第26特定期間末　（2025年 5月19日）	6,708,658,198	6,821,601,577	0.7463	0.7583
2024年 5月末日	8,575,842,523	—	0.7914	—
6月末日	8,680,161,938	—	0.8205	—
7月末日	8,117,590,123	—	0.7824	—
8月末日	7,624,347,719	—	0.7482	—
9月末日	7,520,281,410	—	0.7492	—
10月末日	8,056,664,620	—	0.8058	—
11月末日	7,655,244,260	—	0.7793	—
12月末日	7,890,200,582	—	0.8088	—
2025年 1月末日	7,614,464,442	—	0.7861	—
2月末日	7,272,939,842	—	0.7737	—
3月末日	7,106,347,615	—	0.7707	—

4月末日	6,555,257,405	—	0.7230	—
5月末日	6,637,970,341	—	0.7431	—

②【分配の推移】

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

	期間	分配金 （1口当たり）
第7特定期間	2015年 5月19日～2015年11月17日	0.0300円
第8特定期間	2015年11月18日～2016年 5月17日	0.0300円
第9特定期間	2016年 5月18日～2016年11月17日	0.0300円
第10特定期間	2016年11月18日～2017年 5月17日	0.0300円
第11特定期間	2017年 5月18日～2017年11月17日	0.0300円
第12特定期間	2017年11月18日～2018年 5月17日	0.0300円
第13特定期間	2018年 5月18日～2018年11月19日	0.0300円
第14特定期間	2018年11月20日～2019年 5月17日	0.0270円
第15特定期間	2019年 5月18日～2019年11月18日	0.0240円
第16特定期間	2019年11月19日～2020年 5月18日	0.0240円
第17特定期間	2020年 5月19日～2020年11月17日	0.0240円
第18特定期間	2020年11月18日～2021年 5月17日	0.0240円
第19特定期間	2021年 5月18日～2021年11月17日	0.0240円
第20特定期間	2021年11月18日～2022年 5月17日	0.0180円
第21特定期間	2022年 5月18日～2022年11月17日	0.0120円
第22特定期間	2022年11月18日～2023年 5月17日	0.0120円
第23特定期間	2023年 5月18日～2023年11月17日	0.0120円
第24特定期間	2023年11月18日～2024年 5月17日	0.0120円
第25特定期間	2024年 5月18日～2024年11月18日	0.0120円
第26特定期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	0.0120円

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

	期間	分配金 （1口当たり）
第7特定期間	2015年 5月19日～2015年11月17日	0.1200円
第8特定期間	2015年11月18日～2016年 5月17日	0.1200円
第9特定期間	2016年 5月18日～2016年11月17日	0.0720円
第10特定期間	2016年11月18日～2017年 5月17日	0.0720円
第11特定期間	2017年 5月18日～2017年11月17日	0.0720円
第12特定期間	2017年11月18日～2018年 5月17日	0.0720円
第13特定期間	2018年 5月18日～2018年11月19日	0.0720円
第14特定期間	2018年11月20日～2019年 5月17日	0.0540円
第15特定期間	2019年 5月18日～2019年11月18日	0.0360円

第 16 特定期間	2019 年 11 月 19 日～2020 年 5 月 18 日	0.0360 円
第 17 特定期間	2020 年 5 月 19 日～2020 年 11 月 17 日	0.0240 円
第 18 特定期間	2020 年 11 月 18 日～2021 年 5 月 17 日	0.0240 円
第 19 特定期間	2021 年 5 月 18 日～2021 年 11 月 17 日	0.0240 円
第 20 特定期間	2021 年 11 月 18 日～2022 年 5 月 17 日	0.0180 円
第 21 特定期間	2022 年 5 月 18 日～2022 年 11 月 17 日	0.0120 円
第 22 特定期間	2022 年 11 月 18 日～2023 年 5 月 17 日	0.0120 円
第 23 特定期間	2023 年 5 月 18 日～2023 年 11 月 17 日	0.0120 円
第 24 特定期間	2023 年 11 月 18 日～2024 年 5 月 17 日	0.0120 円
第 25 特定期間	2024 年 5 月 18 日～2024 年 11 月 18 日	0.0120 円
第 26 特定期間	2024 年 11 月 19 日～2025 年 5 月 19 日	0.0120 円

③【収益率の推移】

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

	期間	収益率（%）
第 7 特定期間	2015 年 5 月 19 日～2015 年 11 月 17 日	△0.9
第 8 特定期間	2015 年 11 月 18 日～2016 年 5 月 17 日	1.7
第 9 特定期間	2016 年 5 月 18 日～2016 年 11 月 17 日	1.6
第 10 特定期間	2016 年 11 月 18 日～2017 年 5 月 17 日	2.4
第 11 特定期間	2017 年 5 月 18 日～2017 年 11 月 17 日	0.9
第 12 特定期間	2017 年 11 月 18 日～2018 年 5 月 17 日	△3.3
第 13 特定期間	2018 年 5 月 18 日～2018 年 11 月 19 日	△3.9
第 14 特定期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 17 日	5.0
第 15 特定期間	2019 年 5 月 18 日～2019 年 11 月 18 日	1.3
第 16 特定期間	2019 年 11 月 19 日～2020 年 5 月 18 日	△6.1
第 17 特定期間	2020 年 5 月 19 日～2020 年 11 月 17 日	8.1
第 18 特定期間	2020 年 11 月 18 日～2021 年 5 月 17 日	2.5
第 19 特定期間	2021 年 5 月 18 日～2021 年 11 月 17 日	△8.3
第 20 特定期間	2021 年 11 月 18 日～2022 年 5 月 17 日	△8.9
第 21 特定期間	2022 年 5 月 18 日～2022 年 11 月 17 日	△10.2
第 22 特定期間	2022 年 11 月 18 日～2023 年 5 月 17 日	2.9
第 23 特定期間	2023 年 5 月 18 日～2023 年 11 月 17 日	△5.8
第 24 特定期間	2023 年 11 月 18 日～2024 年 5 月 17 日	5.2
第 25 特定期間	2024 年 5 月 18 日～2024 年 11 月 18 日	1.4
第 26 特定期間	2024 年 11 月 19 日～2025 年 5 月 19 日	△1.8

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第 2 位を四捨五入しております。

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

	期間	収益率（%）
第7特定期間	2015年 5月19日～2015年11月17日	1.9
第8特定期間	2015年11月18日～2016年 5月17日	△8.8
第9特定期間	2016年 5月18日～2016年11月17日	1.9
第10特定期間	2016年11月18日～2017年 5月17日	6.7
第11特定期間	2017年 5月18日～2017年11月17日	1.8
第12特定期間	2017年11月18日～2018年 5月17日	△4.5
第13特定期間	2018年 5月18日～2018年11月19日	△0.8
第14特定期間	2018年11月20日～2019年 5月17日	4.1
第15特定期間	2019年 5月18日～2019年11月18日	1.5
第16特定期間	2019年11月19日～2020年 5月18日	△6.4
第17特定期間	2020年 5月19日～2020年11月17日	6.0
第18特定期間	2020年11月18日～2021年 5月17日	7.5
第19特定期間	2021年 5月18日～2021年11月17日	△3.7
第20特定期間	2021年11月18日～2022年 5月17日	2.0
第21特定期間	2022年 5月18日～2022年11月17日	△1.5
第22特定期間	2022年11月18日～2023年 5月17日	3.9
第23特定期間	2023年 5月18日～2023年11月17日	6.7
第24特定期間	2023年11月18日～2024年 5月17日	11.7
第25特定期間	2024年 5月18日～2024年11月18日	3.5
第26特定期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	△5.4

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第7特定期間	60,536,702	380,779,360
第8特定期間	95,125,888	321,732,467
第9特定期間	655,829,929	320,573,695
第10特定期間	284,589,594	282,521,442
第11特定期間	623,547,253	380,238,923
第12特定期間	103,904,236	459,204,403
第13特定期間	116,871,441	460,112,161
第14特定期間	59,875,969	301,466,474
第15特定期間	285,180,433	201,433,100
第16特定期間	75,449,111	118,623,485
第17特定期間	46,150,315	68,840,700
第18特定期間	29,570,372	119,319,578

第 19 特定期間	63,096,432	153,659,466
第 20 特定期間	210,448,249	86,215,811
第 21 特定期間	269,410,928	209,404,158
第 22 特定期間	73,390,221	138,543,041
第 23 特定期間	106,367,102	150,150,470
第 24 特定期間	71,104	107,707,877
第 25 特定期間	437,524	90,034,951
第 26 特定期間	86,066	142,302,689

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 7 特定期間	10,262,102,617	4,685,609,323
第 8 特定期間	10,399,190,175	10,861,932,167
第 9 特定期間	11,384,254,594	6,600,386,356
第 10 特定期間	12,106,116,622	12,229,529,855
第 11 特定期間	18,357,630,302	5,333,130,062
第 12 特定期間	7,367,160,332	8,798,617,874
第 13 特定期間	4,146,030,444	15,049,599,088
第 14 特定期間	2,274,068,921	9,691,714,530
第 15 特定期間	3,082,291,292	4,560,119,733
第 16 特定期間	2,822,823,853	2,190,699,561
第 17 特定期間	796,632,415	1,137,220,392
第 18 特定期間	492,884,091	1,914,624,387
第 19 特定期間	606,420,766	2,252,872,371
第 20 特定期間	543,627,623	2,340,125,527
第 21 特定期間	2,526,539,939	2,550,593,062
第 22 特定期間	236,659,621	1,258,458,120
第 23 特定期間	384,094,670	1,521,077,194
第 24 特定期間	2,918,763	1,027,104,712
第 25 特定期間	94,373,442	1,092,881,205
第 26 特定期間	36,277,205	918,819,474

2025年5月30日現在

アジア ハイ・イールド・プラス(毎月決算型)(為替ヘッジあり)

●基準価額・純資産の推移

2015年6月1日～2025年5月30日

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年 5月	20円
2025年 4月	20円
2025年 3月	20円
2025年 2月	20円
2025年 1月	20円
直近1年累計	240円
設定来累計	5,630円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
アジア・ハイ・イールド債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	85.50%
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCB(Cクラス(米ドル建て))	12.05%

組入上位銘柄　※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

GIMアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド(適格機関投資家専用)

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
WYNN MACAU 5.625% REGS	2028/08/26	5.625%	マカオ	5.43%
MELCO RESORTS7.625% REGS	2032/04/17	7.625%	香港	4.88%
GLP PTE 3.875% EMTN	2025/06/04	3.875%	シンガポール	3.28%
STUDIO CITY FIN 5% REGS	2029/01/15	5.000%	香港	2.96%
BK EAST ASIA VAR EMTN 4	—	5.825%	香港	2.68%

※比率はアジア・ハイ・イールド債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)が投資対象とするGIMアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド(適格機関投資家専用)の純資産総額に対する比率です。
※組入銘柄は、米ドル建てです。国/地域は投資国を記載しています。
※償還日が「−」表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示しておりません。
※JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCB

銘柄名	国/地域	純資産比率
GOLD POLE CAPITAL CO LTD RegS 1% 25 Jun 2029	中国	6.2%
SK HYNIX INC RegS 1.75% 11 Apr 2030	韓国	6.2%
ANLLIAN CAPITAL 2 LTD RegS 0.00% 05 Dec 2029	中国	6.1%
PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHIN RegS 0.88% 22 Jul 2029	中国	5.6%
XIAOMI BEST TIME INTERNATIONAL LTD RegS 0.00% 17 Dec 2027	中国	4.7%

※比率はシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCBの純資産総額に対する比率です。
※シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)

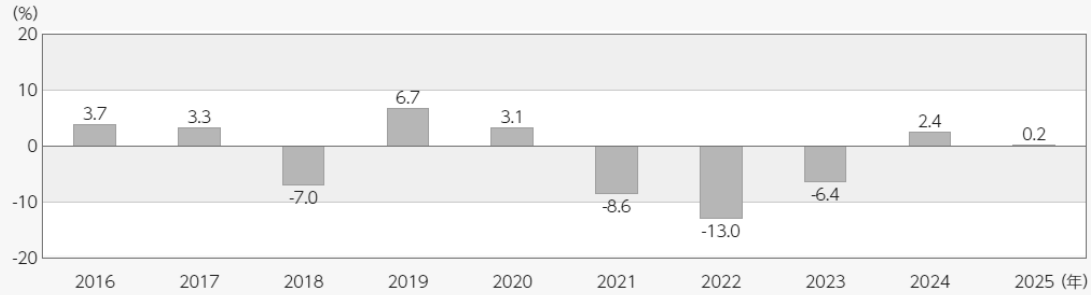

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2025年は年初から5月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2025年5月30日現在

アジア ハイ・イールド・プラス(毎月決算型)(為替ヘッジなし)

●基準価額・純資産の推移

2015年6月1日～2025年5月30日

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年 5月	20円
2025年 4月	20円
2025年 3月	20円
2025年 2月	20円
2025年 1月	20円
直近1年累計	240円
設定来累計	10,520円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
アジア・ハイ・イールド債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	85.96%
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCB(Cクラス(米ドル建て))	11.97%

組入上位銘柄　※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

GIMアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド(適格機関投資家専用)

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
WYNN MACAU 5.625% REGS	2028/08/26	5.625%	マカオ	5.43%
MELCO RESORTS7.625% REGS	2032/04/17	7.625%	香港	4.88%
GLP PTE 3.875% EMTN	2025/06/04	3.875%	シンガポール	3.28%
STUDIO CITY FIN 5% REGS	2029/01/15	5.000%	香港	2.96%
BK EAST ASIA VAR EMTN 4	—	5.825%	香港	2.68%

※比率はアジア・ハイ・イールド債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)が投資対象とするGIMアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド(適格機関投資家専用)の純資産総額に対する比率です。
※組入銘柄は、米ドル建てです。国/地域は投資国を記載しています。
※償還日が「－」表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示しておりません。
※JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCB

銘柄名	国/地域	純資産比率
GOLD POLE CAPITAL CO LTD RegS 1% 25 Jun 2029	中国	6.2%
SK HYNIX INC RegS 1.75% 11 Apr 2030	韓国	6.2%
ANLLIAN CAPITAL 2 LTD RegS 0.00% 05 Dec 2029	中国	6.1%
PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHIN RegS 0.88% 22 Jul 2029	中国	5.6%
XIAOMI BEST TIME INTERNATIONAL LTD RegS 0.00% 17 Dec 2027	中国	4.7%

※比率はシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCBの純資産総額に対する比率です。
※シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)

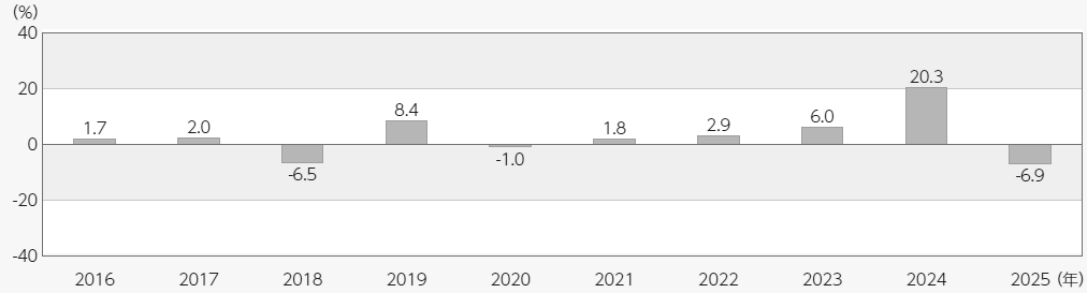

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2025年は年初から5月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

■　**取得申込受付日**

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

■　**取得申込不可日**

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

・　**翌営業日が香港の銀行の休業日である日**

◆　「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■　**取得申込受付時間**

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■　**取得申込手続**

・　取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
・　取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の 2 つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
・　「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
・　申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
・　申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける

場合は、決算日の基準価額とします。

- 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	**ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社** **電話番号**　03-3516-1300 **受付時間**　**営業日の午前9時～午後5時** **ホームページ**　https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金（解約）手続等】

■　**換金申込受付日**

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■　**換金申込不可日**

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- **翌営業日が香港の銀行の休業日である日**

◆　「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■　**換金申込受付時間**

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■　**解約請求制による換金手続**

- 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
  解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.20%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料はありません。
- 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
  なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払いが遅延する場合があります。

■　解約請求の受付の中止及び取消

・　委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。

・　解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※　買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　03-3516-1300 受付時間　営業日の午前９時～午後５時 ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■　基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上１万口当たりで表示されることがあります。

■　投資信託証券の評価

外国投資信託証券は、計算時に知りえる直近の日の価額で評価します。
内国投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

■　債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■　基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　03-3516-1300 受付時間　営業日の午前９時～午後５時 ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に１万口当たりで掲載されます。掲載に関する

権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2012 年 8 月 27 日から 2027 年 5 月 17 日までとします。
ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。
また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（4）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎月 18 日から翌月 17 日までとします。
ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

■　**投資信託契約の解約（繰上償還）**

a　委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b　委託会社は、a の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c　b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d　b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

e　b から d までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって b から d までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■　**投資信託契約に関する監督官庁の命令**

a　委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b　委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■　委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b　a の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a　委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b　委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■　受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b　委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■　投資信託約款の変更等

a　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b　委託会社は、a の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c　b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d　b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

e　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f　b から e までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g　a から f までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■　反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■　他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■　運用報告書

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年 5 月 18 日から 11 月 17 日まで、11 月 18 日から翌年 5 月 17 日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

■　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■　信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■　関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆　販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に 1 年間更新され、その後も同様とします。

◆　変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■　ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■　収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■　償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆　償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■　換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■　書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は 6 ヵ月未満であるため、財務諸表は 6 ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 26 特定期間(2024 年 11 月 19 日から 2025 年 5 月 19 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 7 月 10 日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」の 2024 年 11 月 19 日から 2025 年５月 19 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」の 2025 年５月 19 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25特定期間末 （2024年11月18日現在）	第26特定期間末 （2025年 5月19日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,179,613	797,739
コール・ローン	17,878,004	13,776,745
投資信託受益証券	498,509,968	422,370,839
投資証券	66,925,571	59,017,933
派生商品評価勘定	－	460,674
未収利息	99	171
流動資産合計	584,493,255	496,424,101
資産合計	584,493,255	496,424,101
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	419,470	－
未払金	29,442	－
未払収益分配金	2,579,652	2,295,219
未払解約金	106	1,061
未払受託者報酬	17,213	14,503
未払委託者報酬	573,781	483,413
その他未払費用	6,877	5,790
流動負債合計	3,626,541	2,799,986
負債合計	3,626,541	2,799,986
純資産の部		
元本等		
元本	*1 1,289,826,457	*1 1,147,609,834
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△708,959,743	△653,985,719
（分配準備積立金）	9,541,289	5,391,905
元本等合計	580,866,714	493,624,115
純資産合計	*3 580,866,714	*3 493,624,115
負債純資産合計	584,493,255	496,424,101

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25特定期間 自　2024年 5月18日 至　2024年11月18日	第26特定期間 自　2024年11月19日 至　2025年 5月19日
営業収益		
受取配当金	16,280,832	13,519,841
受取利息	11,412	25,050
有価証券売買等損益	△1,719,036	△19,789,412
為替差損益	△2,099,753	△1,693,953
営業収益合計	12,473,455	△7,938,474
営業費用		
受託者報酬	102,237	89,090
委託者報酬	3,407,707	2,969,561
その他費用	46,774	35,572
営業費用合計	3,556,718	3,094,223
営業利益又は営業損失（△）	8,916,737	△11,032,697
経常利益又は経常損失（△）	8,916,737	△11,032,697
当期純利益又は当期純損失（△）	8,916,737	△11,032,697
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△156,027	272,956
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△750,840,742	△708,959,743
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,034,166	81,081,378
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,034,166	81,081,378
剰余金減少額又は欠損金増加額	238,044	48,642
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	238,044	48,642
分配金	*1 15,987,887	*1 14,753,059
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△708,959,743	△653,985,719

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第 26 特定期間 自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値により計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6 ヵ月未満であるため財務諸表を 6 ヵ月毎に作成しており、前特定期間末及び当特定期間末が休日のため、2024 年 11 月 19 日から 2025 年 5 月 19 日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第 25 特定期間末 （2024 年 11 月 18 日現在）	第 26 特定期間末 （2025 年 5 月 19 日現在）
*1.　当該特定期間の末日における受益権の総数 1,289,826,457 口	*1.　当該特定期間の末日における受益権の総数 1,147,609,834 口
2.　投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損　708,959,743 円	2.　投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損　653,985,719 円
*3.　当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	*3.　当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額

1口当たりの純資産額　0.4503円 (10,000口当たりの純資産額　4,503円)	1口当たりの純資産額　0.4301円 (10,000口当たりの純資産額　4,301円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25特定期間 自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日	第26特定期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日
*1.分配金の計算過程 第142計算期間(2024年 5月18日～2024年 6月17日) 費用控除後の配当等収益額 A 2,242,659円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 30,667,563円 分配準備積立金額 D 12,630,119円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 45,540,341円 当ファンドの期末残存口数 F 1,376,818,905口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 330円 10,000口当たり分配金額 H 20円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 2,753,637円 第143計算期間(2024年 6月18日～2024年 7月17日) 費用控除後の配当等収益額 A 2,497,011円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 30,602,503円 分配準備積立金額 D 12,091,655円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 45,191,169円 当ファンドの期末残存口数 F 1,373,757,721口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 328円 10,000口当たり分配金額 H 20円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 2,747,515円 第144計算期間(2024年 7月18日～2024年 8月19日) 費用控除後の配当等収益額 A 1,949,887円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 29,535,831円 分配準備積立金額 D 11,471,048円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 42,956,766円 当ファンドの期末残存口数 F 1,325,867,854口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 323円	*1.分配金の計算過程 第148計算期間(2024年11月19日～2024年12月17日) 費用控除後の配当等収益額 A 1,700,023円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 28,300,706円 分配準備積立金額 D 9,412,405円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 39,413,134円 当ファンドの期末残存口数 F 1,270,407,252口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 310円 10,000口当たり分配金額 H 20円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 2,540,814円 第149計算期間(2024年12月18日～2025年 1月17日) 費用控除後の配当等収益額 A 2,076,860円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 28,268,137円 分配準備積立金額 D 8,562,808円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 38,907,805円 当ファンドの期末残存口数 F 1,268,940,674口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 306円 10,000口当たり分配金額 H 20円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 2,537,881円 第150計算期間(2025年 1月18日～2025年 2月17日) 費用控除後の配当等収益額 A 2,257,672円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 28,020,154円 分配準備積立金額 D 8,037,784円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 38,315,610円 当ファンドの期末残存口数 F 1,257,804,936口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 304円

10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,651,735円
第145計算期間(2024年 8月20日～2024年 9月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	2,068,422円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	29,388,255円
分配準備積立金額	D	10,721,206円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,177,883円
当ファンドの期末残存口数	F	1,319,239,965口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	319円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,638,479円
第146計算期間(2024年 9月18日～2024年10月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	2,506,637円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	29,147,725円
分配準備積立金額	D	10,073,969円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,728,331円
当ファンドの期末残存口数	F	1,308,434,682口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	318円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,616,869円
第147計算期間(2024年10月18日～2024年11月18日)		
費用控除後の配当等収益額	A	2,283,660円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	28,733,244円
分配準備積立金額	D	9,837,281円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	40,854,185円
当ファンドの期末残存口数	F	1,289,826,457口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	316円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,579,652円

10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,515,609円
第151計算期間(2025年 2月18日～2025年 3月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,318,477円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	27,231,753円
分配準備積立金額	D	7,584,169円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,134,399円
当ファンドの期末残存口数	F	1,222,408,587口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	295円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,444,817円
第152計算期間(2025年 3月18日～2025年 4月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,915,854円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	26,941,155円
分配準備積立金額	D	6,398,484円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,255,493円
当ファンドの期末残存口数	F	1,209,359,912口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	291円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,418,719円
第153計算期間(2025年 4月18日～2025年 5月19日)		
費用控除後の配当等収益額	A	2,064,706円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	25,565,708円
分配準備積立金額	D	5,622,418円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,252,832円
当ファンドの期末残存口数	F	1,147,609,834口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	289円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,295,219円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	第25特定期間 自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日	第26特定期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第 25 特定期間末 (2024 年 11 月 18 日現在)	第 26 特定期間末 (2025 年 5 月 19 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 25 特定期間 自 2024 年 5 月 18 日 至 2024 年 11 月 18 日	第 26 特定期間 自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第 26 特定期間 自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第 25 特定期間末 (2024 年 11 月 18 日現在)		第 26 特定期間末 (2025 年 5 月 19 日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,379,423,884 円	期首元本額	1,289,826,457 円
期中追加設定元本額	437,524 円	期中追加設定元本額	86,066 円
期中一部解約元本額	90,034,951 円	期中一部解約元本額	142,302,689 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第 25 特定期間末（2024 年 11 月 18 日現在）

（単位：円）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△7,867,446
投資証券	△2,520,738
合計	△10,388,184

第 26 特定期間末（2025 年 5 月 19 日現在）

（単位：円）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	9,965,026
投資証券	4,676,286
合計	14,641,312

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

第 25 特定期間末（2024 年 11 月 18 日現在）

（単位：円）

区分	種　類	契約額等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	62,954,763	－	63,374,233	△419,470
合計		62,954,763	－	63,374,233	△419,470

第 26 特定期間末（2025 年 5 月 19 日現在）

（単位：円）

区分	種　類	契約額等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	55,509,459	－	55,048,785	460,674
合計		55,509,459	－	55,048,785	460,674

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

①計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

②計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	914,222,597	422,370,839	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：85.6%	914,222,597	422,370,839 100.0%	
	投資信託受益証券合計			422,370,839	
投資証券	アメリカドル	SCHRODER-ASIA CONV BND-CUSDA	2,025.87	407,188.72	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：12.0%	2,025.87	407,188.72 (59,017,933) 100.0%	
	投資証券合計			59,017,933 (59,017,933)	
合計				481,388,772 (59,017,933)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「(その他の注記) 3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 7 月 10 日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小西正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の 2024 年 11 月 19 日から 2025 年５月 19 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の 2025 年５月 19 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25特定期間末 （2024年11月18日現在）	第26特定期間末 （2025年 5月19日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,288,797	9,550,504
コール・ローン	262,025,891	164,934,780
投資信託受益証券	6,808,976,609	5,790,324,713
投資証券	867,907,458	787,412,397
未収利息	1,464	2,056
流動資産合計	7,956,200,219	6,752,224,450
資産合計	7,956,200,219	6,752,224,450
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,742,824	17,977,739
未払解約金	15,300,618	18,932,683
未払受託者報酬	231,321	191,628
未払委託者報酬	7,710,655	6,387,563
その他未払費用	92,520	76,639
流動負債合計	43,077,938	43,566,252
負債合計	43,077,938	43,566,252
純資産の部		
元本等		
元本	*19,871,412,101	*18,988,869,832
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,958,289,820	△2,280,211,634
（分配準備積立金）	428,061,953	419,190,769
元本等合計	7,913,122,281	6,708,658,198
純資産合計	*37,913,122,281	*36,708,658,198
負債純資産合計	7,956,200,219	6,752,224,450

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25特定期間 自　2024年 5月18日 至　2024年11月18日	第26特定期間 自　2024年11月19日 至　2025年 5月19日
営業収益		
受取配当金	209,089,059	180,001,298
受取利息	163,552	335,653
有価証券売買等損益	118,694,640	△502,356,982
為替差損益	△10,122,223	△53,570,492
営業収益合計	317,825,028	△375,590,523
営業費用		
受託者報酬	1,351,417	1,206,921
委託者報酬	45,047,282	40,230,540
その他費用	546,448	482,705
営業費用合計	46,945,147	41,920,166
営業利益又は営業損失（△）	270,879,881	△417,510,689
経常利益又は経常損失（△）	270,879,881	△417,510,689
当期純利益又は当期純損失（△）	270,879,881	△417,510,689
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	267,416	△6,066,612
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,321,625,428	△1,958,289,820
剰余金増加額又は欠損金減少額	237,213,379	209,484,023
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	237,213,379	209,484,023
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,668,665	7,018,381
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,668,665	7,018,381
分配金	*1 122,821,571	*1 112,943,379
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,958,289,820	△2,280,211,634

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第 26 特定期間 自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6 ヵ月未満であるため財務諸表を 6 ヵ月毎に作成しており、前特定期間末及び当特定期間末が休日のため、2024 年 11 月 19 日から 2025 年 5 月 19 日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第 25 特定期間末 （2024 年 11 月 18 日現在）	第 26 特定期間末 （2025 年 5 月 19 日現在）
*1.　当該特定期間の末日における受益権の総数 9,871,412,101 口	*1.　当該特定期間の末日における受益権の総数 8,988,869,832 口
2.　投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損　1,958,289,820 円	2.　投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損　2,280,211,634 円
*3.　当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額　0.8016 円 （10,000 口当たりの純資産額　8,016 円）	*3.　当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額　0.7463 円 （10,000 口当たりの純資産額　7,463 円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第25特定期間 自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日	第26特定期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日
*1.分配金の計算過程	*1.分配金の計算過程
第142計算期間(2024年 5月18日～2024年 6月17日)	第148計算期間(2024年11月19日～2024年12月17日)
費用控除後の配当等収益額 A 36,181,455円	費用控除後の配当等収益額 A 23,644,082円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円
収益調整金額 C 317,149,674円	収益調整金額 C 293,543,614円
分配準備積立金額 D 397,764,015円	分配準備積立金額 D 422,220,380円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 751,095,144円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 739,408,076円
当ファンドの期末残存口数 F 10,657,232,158口	当ファンドの期末残存口数 F 9,732,120,622口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 704円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 759円
10,000口当たり分配金額 H 20円	10,000口当たり分配金額 H 20円
収益分配金金額 I=F*H/10,000 21,314,464円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 19,464,241円
第143計算期間(2024年 6月18日～2024年 7月17日)	第149計算期間(2024年12月18日～2025年 1月17日)
費用控除後の配当等収益額 A 33,413,040円	費用控除後の配当等収益額 A 27,172,712円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円
収益調整金額 C 312,212,313円	収益調整金額 C 295,457,469円
分配準備積立金額 D 406,356,917円	分配準備積立金額 D 425,436,576円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 751,982,270円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 748,066,757円
当ファンドの期末残存口数 F 10,490,887,116口	当ファンドの期末残存口数 F 9,744,528,726口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 716円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 767円
10,000口当たり分配金額 H 20円	10,000口当たり分配金額 H 20円
収益分配金金額 I=F*H/10,000 20,981,774円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 19,489,057円
第144計算期間(2024年 7月18日～2024年 8月19日)	第150計算期間(2025年 1月18日～2025年 2月17日)
費用控除後の配当等収益額 A 26,469,080円	費用控除後の配当等収益額 A 26,766,661円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円
収益調整金額 C 306,055,883円	収益調整金額 C 290,933,312円
分配準備積立金額 D 410,794,803円	分配準備積立金額 D 426,685,027円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 743,319,766円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 744,385,000円
当ファンドの期末残存口数 F 10,283,420,113口	当ファンドの期末残存口数 F 9,595,137,176口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 722円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 775円
10,000口当たり分配金額 H 20円	10,000口当たり分配金額 H 20円
収益分配金金額 I=F*H/10,000 20,566,840円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 19,190,274円

第145計算期間(2024年 8月20日～2024年 9月17日)

費用控除後の配当等収益額	A	25,585,311円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	301,113,493円
分配準備積立金額	D	407,270,356円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	733,969,160円
当ファンドの期末残存口数	F	10,073,002,348口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	728円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,146,004円

第146計算期間(2024年 9月18日～2024年10月17日)

費用控除後の配当等収益額	A	30,880,765円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	301,223,783円
分配準備積立金額	D	410,033,847円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	742,138,395円
当ファンドの期末残存口数	F	10,034,832,602口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	739円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,069,665円

第147計算期間(2024年10月18日～2024年11月18日)

費用控除後の配当等収益額	A	35,009,508円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	297,738,336円
分配準備積立金額	D	412,795,269円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	745,543,113円
当ファンドの期末残存口数	F	9,871,412,101口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	755円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,742,824円

第151計算期間(2025年 2月18日～2025年 3月17日)

費用控除後の配当等収益額	A	14,257,958円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	281,633,929円
分配準備積立金額	D	420,806,989円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	716,698,876円
当ファンドの期末残存口数	F	9,288,087,687口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	771円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,576,175円

第152計算期間(2025年 3月18日～2025年 4月17日)

費用控除後の配当等収益額	A	23,864,668円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	276,642,258円
分配準備積立金額	D	409,288,754円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	709,795,680円
当ファンドの期末残存口数	F	9,122,946,588口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	778円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,245,893円

第153計算期間(2025年 4月18日～2025年 5月19日)

費用控除後の配当等収益額	A	28,234,031円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	272,587,592円
分配準備積立金額	D	408,934,477円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	709,756,100円
当ファンドの期末残存口数	F	8,988,869,832口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	789円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,977,739円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	第25特定期間 自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日	第26特定期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第 25 特定期間末 (2024 年 11 月 18 日現在)	第 26 特定期間末 (2025 年 5 月 19 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 25 特定期間 自 2024 年 5 月 18 日 至 2024 年 11 月 18 日	第 26 特定期間 自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 26 特定期間 自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 25 特定期間末 (2024 年 11 月 18 日現在)		第 26 特定期間末 (2025 年 5 月 19 日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	10,869,919,864 円	期首元本額	9,871,412,101 円
期中追加設定元本額	94,373,442 円	期中追加設定元本額	36,277,205 円
期中一部解約元本額	1,092,881,205 円	期中一部解約元本額	918,819,474 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第 25 特定期間末 (2024 年 11 月 18 日現在)

(単位：円)

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	142,324,878
投資証券	△32,689,557
合計	109,635,321

第26特定期間末（2025年 5月19日現在）

（単位：円）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	255,288,983
投資証券	62,390,625
合計	317,679,608

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	5,146,955,301	5,790,324,713	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：86.3%	5,146,955,301	5,790,324,713 100.0%	
	投資信託受益証券合計			5,790,324,713	
投資証券	アメリカドル	SCHRODER-ASIA CONV BND-CUSDA	27,028.99	5,432,678.33	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：11.7%	27,028.99	5,432,678.33 (787,412,397) 100.0%	
	投資証券合計			787,412,397 (787,412,397)	
合計				6,577,737,110 (787,412,397)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）は、アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）を主要投資対象としております。

以下の経理状況は、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）および同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）ならびに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、第 27 特定期間（2024 年 11 月 12 日から 2025 年５月９日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

１　財務諸表

アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記番号	前期 (2024年11月11日現在)	当期 (2025年５月９日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		530,069,502	435,318,569
派生商品評価勘定		3,151,469	－
未収入金		4,165,291	7,516,192
流動資産合計		537,386,262	442,834,761
資産合計		537,386,262	442,834,761
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		18,298	7,324,082
未払金		24,915,279	442,535
未払収益分配金		2,889,327	2,178,220
未払解約金		1,999,999	－
未払受託者報酬		15,274	11,755
未払委託者報酬		310,494	239,021
その他未払費用		10,171	7,827
流動負債合計		30,158,842	10,203,440
負債合計		30,158,842	10,203,440
純資産の部			
元本等			
元本	※１	1,031,902,603	947,052,536
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※２	△524,675,183	△514,421,215
元本等合計		507,227,420	432,631,321
純資産合計		507,227,420	432,631,321
負債純資産合計		537,386,262	442,834,761

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区分	注記番号	前期 （自　2024年５月10日 至　2024年11月11日）	当期 （自　2024年11月12日 至　2025年５月９日）
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		33,615,802	△29,637,597
為替差損益		△8,678,587	10,788,532
営業収益合計		24,937,215	△18,849,065
営業費用			
受託者報酬		88,396	75,744
委託者報酬	※１	1,797,301	1,540,096
その他費用	※３	580,615	611,367
営業費用合計		2,466,312	2,227,207
営業利益又は営業損失（△）		22,470,903	△21,076,272
経常利益又は経常損失（△）		22,470,903	△21,076,272
当期純利益又は当期純損失（△）		22,470,903	△21,076,272
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		55,550	195,692
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△565,514,295	△524,675,183
剰余金増加額又は欠損金減少額		34,704,588	45,045,771
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		34,704,588	45,045,771
剰余金減少額又は欠損金増加額		－	－
分配金	※２	16,280,829	13,519,839
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△524,675,183	△514,421,215

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
１．有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 　為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 　2024 年 11 月 9 日および 2024 年 11 月 10 日が休日のため、信託約款第 34 条により、第 26 特定期間末日を 2024 年 11 月 11 日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 （2024 年 11 月 11 日現在）	当期 （2025 年５月９日現在）
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （2024 年 11 月 11 日現在）	当期 （2025 年５月９日現在）
※１期首元本額	1,100,051,632 円	1,031,902,603 円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	68,149,029 円	84,850,067 円
※２元本の欠損	524,675,183 円	514,421,215 円
受益権の総数	1,031,902,603 口	947,052,536 口
１口当たりの純資産額	0.4915 円	0.4568 円
（１万口当たりの純資産額）	（4,915 円）	（4,568 円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 （自　2024年５月10日 至　2024年11月11日）	当期 （自　2024年11月12日 至　2025年５月９日）
※１信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.3575%を乗じて得た額	同左
※２分配金の計算過程		
	（自　2024年５月10日 至　2024年６月10日）	（自　2024年11月12日 至　2024年12月９日）
費用控除後の配当等収益額	2,662,539円	1,778,827円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	11,085,012円	7,930,738円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	13,747,551円	9,709,565円
当ファンドの期末残存口数	1,098,018,699口	1,011,476,253口
１万口当たり収益分配対象額	125.20円	95.99円
１万口当たり分配金額	26.00円	22.00円
収益分配金金額	2,854,848円	2,225,247円
	（自　2024年６月11日 至　2024年７月９日）	（自　2024年12月10日 至　2025年１月９日）
費用控除後の配当等収益額	2,371,598円	2,545,709円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	10,872,500円	7,453,515円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	13,244,098円	9,999,224円
当ファンドの期末残存口数	1,095,982,039口	1,007,313,236口
１万口当たり収益分配対象額	120.84円	99.26円
１万口当たり分配金額	25.00円	26.00円
収益分配金金額	2,739,955円	2,619,014円
	（自　2024年７月10日 至　2024年８月９日）	（自　2025年１月10日 至　2025年２月10日）
費用控除後の配当等収益額	2,113,568円	1,923,277円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	10,368,549円	7,357,046円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	12,482,117円	9,280,323円
当ファンドの期末残存口数	1,081,834,427口	1,004,151,348口
１万口当たり収益分配対象額	115.37円	92.41円
１万口当たり分配金額	24.00円	25.00円
収益分配金金額	2,596,402円	2,510,378円

区分	前期 （自　2024年５月10日 至　2024年11月11日）	当期 （自　2024年11月12日 至　2025年５月９日）
	（自　2024年８月10日 至　2024年９月９日）	（自　2025年２月11日 至　2025年３月10日）
費用控除後の配当等収益額	2,083,128円	1,556,349円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	9,541,498円	6,591,209円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	11,624,626円	8,147,558円
当ファンドの期末残存口数	1,044,166,378口	977,638,934口
１万口当たり収益分配対象額	111.32円	83.33円
１万口当たり分配金額	25.00円	16.00円
収益分配金金額	2,610,415円	1,564,222円
	（自　2024年９月10日 至　2024年10月９日）	（自　2025年３月11日 至　2025年４月９日）
費用控除後の配当等収益額	2,365,313円	1,945,295円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	8,943,298円	6,525,855円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	11,308,611円	8,471,150円
当ファンドの期末残存口数	1,035,952,825口	969,103,251口
１万口当たり収益分配対象額	109.16円	87.41円
１万口当たり分配金額	25.00円	25.00円
収益分配金金額	2,589,882円	2,422,758円
	（自　2024年10月10日 至　2024年11月11日）	（自　2025年４月10日 至　2025年５月９日）
費用控除後の配当等収益額	2,295,572円	2,058,515円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	8,684,643円	5,910,759円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	10,980,215円	7,969,274円
当ファンドの期末残存口数	1,031,902,603口	947,052,536口
１万口当たり収益分配対象額	106.40円	84.14円
１万口当たり分配金額	28.00円	23.00円
収益分配金金額	2,889,327円	2,178,220円
※３その他費用の内訳	カストディフィー 515,809円 その他 64,806円	カストディフィー 560,929円 その他 50,438円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券およびデリバティブ取引であります。 ＧＩＭアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的ならびに外貨建資産の為替変動リスクの回避を目的として利用しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。 運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	前期 (2024年11月11日現在)	当期 (2025年5月9日現在)
1．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2024年11月11日現在)	当期 (2025年5月9日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	20,924,002	16,353,084
合計	20,924,002	16,353,084

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（通貨関連）

区分	種類	前期(2024年11月11日現在)				当期(2025年5月9日現在)			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	アメリカドル	5,819,130	－	5,866,638	47,508	－	－	－	－
	売建								
	アメリカドル	541,046,811	－	537,961,148	3,085,663	427,486,673	－	434,810,755	△7,324,082
合計		546,865,941	－	543,827,786	3,133,171	427,486,673	－	434,810,755	△7,324,082

（注）１．為替予約の時価の算定方法
（１）対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
（２）対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
２．換算において円未満の端数は切り捨てております。
３．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）附属明細表
第１　有価証券明細表（2025年５月９日現在）
（イ）株式
該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ＧＩＭアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド（適格機関投資家専用）	137,190,309	435,318,569	
合計			137,190,309	435,318,569	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表
当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記　取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）は、アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）を主要投資対象としております。

以下の経理状況は、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）および同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）ならびに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、第 27 特定期間（2024 年 11 月 12 日から 2025 年５月９日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

１　財務諸表

アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記番号	前期 (2024年11月11日現在) 金額	当期 (2025年５月９日現在) 金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		6,902,937,116	5,782,731,008
流動資産合計		6,902,937,116	5,782,731,008
資産合計		6,902,937,116	5,782,731,008
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		36,783,068	28,822,949
未払受託者報酬		202,750	153,263
未払委託者報酬		4,122,549	3,116,334
その他未払費用		135,157	102,164
流動負債合計		41,243,524	32,194,710
負債合計		41,243,524	32,194,710
純資産の部			
元本等			
元本	※１	5,573,192,141	5,146,955,301
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,288,501,451	603,580,997
元本等合計		6,861,693,592	5,750,536,298
純資産合計		6,861,693,592	5,750,536,298
負債純資産合計		6,902,937,116	5,782,731,008

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区分	注記番号	前期 （自　2024年５月10日 至　2024年11月11日）	当期 （自　2024年11月12日 至　2025年５月９日）
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		404,737,898	△407,541,290
営業収益合計		404,737,898	△407,541,290
営業費用			
受託者報酬		1,168,821	1,027,947
委託者報酬	※１	23,765,883	20,901,541
その他費用		779,151	685,238
営業費用合計		25,713,855	22,614,726
営業利益又は営業損失（△）		379,024,043	△430,156,016
経常利益又は経常損失（△）		379,024,043	△430,156,016
当期純利益又は当期純損失（△）		379,024,043	△430,156,016
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△2,336,589	1,297,579
期首剰余金又は期首欠損金（△）		1,224,146,473	1,288,501,451
剰余金増加額又は欠損金減少額		－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額		107,916,598	73,465,564
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		107,916,598	73,465,564
分配金	※２	209,089,056	180,001,295
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,288,501,451	603,580,997

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
１．有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2024 年 11 月 9 日および 2024 年 11 月 10 日が休日のため、信託約款第 34 条により、第 26 特定期間末日を 2024 年 11 月 11 日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 （2024 年 11 月 11 日現在）	当期 （2025 年５月９日現在）
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （2024 年 11 月 11 日現在）	当期 （2025 年５月９日現在）
※１期首元本額	6,079,612,115 円	5,573,192,141 円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	506,419,974 円	426,236,840 円
受益権の総数	5,573,192,141 口	5,146,955,301 口
１口当たりの純資産額	1.2312 円	1.1173 円
（１万口当たりの純資産額）	（12,312 円）	（11,173 円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 （自　2024年５月10日 至　2024年11月11日）	当期 （自　2024年11月12日 至　2025年５月９日）
※１信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額	同左
※２分配金の計算過程		
	（自　2024年５月10日 至　2024年６月10日）	（自　2024年11月12日 至　2024年12月９日）
費用控除後の配当等収益額	36,610,289円	25,894,541円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	2,798,123,374円	2,540,852,594円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	2,834,733,663円	2,566,747,135円
当ファンドの期末残存口数	6,014,037,919口	5,492,548,496口
１万口当たり収益分配対象額	4,713.52円	4,673.14円
１万口当たり分配金額	64.00円	56.00円
収益分配金金額	38,489,842円	30,758,271円
	（自　2024年６月11日 至　2024年７月９日）	（自　2024年12月10日 至　2025年１月９日）
費用控除後の配当等収益額	33,884,201円	38,556,820円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	2,722,102,863円	2,511,854,621円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	2,755,987,064円	2,550,411,441円
当ファンドの期末残存口数	5,854,578,739口	5,440,276,076口
１万口当たり収益分配対象額	4,707.40円	4,688.01円
１万口当たり分配金額	60.00円	64.00円
収益分配金金額	35,127,472円	34,817,766円
	（自　2024年７月10日 至　2024年８月９日）	（自　2025年１月10日 至　2025年２月10日）
費用控除後の配当等収益額	29,531,131円	28,886,714円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	2,661,894,679円	2,511,854,621円
分配準備積立金額	－円	3,739,054円
当ファンドの分配対象収益額	2,691,425,810円	2,544,480,389円
当ファンドの期末残存口数	5,727,701,184口	5,440,276,076口
１万口当たり収益分配対象額	4,698.96円	4,677.11円
１万口当たり分配金額	61.00円	63.00円
収益分配金金額	34,938,977円	34,273,739円

区分	前期 （自　2024年５月10日 至　2024年11月11日）	当期 （自　2024年11月12日 至　2025年５月９日）
	（自　2024年８月10日 至　2024年９月９日）	（自　2025年２月11日 至　2025年３月10日）
費用控除後の配当等収益額	27,702,185円	19,471,879円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	2,602,043,847円	2,439,184,143円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	2,629,746,032円	2,458,656,022円
当ファンドの期末残存口数	5,610,314,290口	5,286,348,065口
１万口当たり収益分配対象額	4,687.34円	4,650.95円
１万口当たり分配金額	58.00円	39.00円
収益分配金金額	32,539,822円	20,616,757円
	（自　2024年９月10日 至　2024年10月９日）	（自　2025年３月11日 至　2025年４月９日）
費用控除後の配当等収益額	30,708,664円	26,554,966円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	2,580,020,548円	2,400,702,641円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	2,610,729,212円	2,427,257,607円
当ファンドの期末残存口数	5,573,192,141口	5,205,392,116口
１万口当たり収益分配対象額	4,684.44円	4,662.96円
１万口当たり分配金額	56.00円	59.00円
収益分配金金額	31,209,875円	30,711,813円
	（自　2024年10月10日 至　2024年11月11日）	（自　2025年４月10日 至　2025年５月９日）
費用控除後の配当等収益額	35,421,782円	27,659,261円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	2,579,519,337円	2,369,642,674円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	2,614,941,119円	2,397,301,935円
当ファンドの期末残存口数	5,573,192,141口	5,146,955,301口
１万口当たり収益分配対象額	4,691.99円	4,657.70円
１万口当たり分配金額	66.00円	56.00円
収益分配金金額	36,783,068円	28,822,949円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 ＧＩＭアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	前期 （2024 年 11 月 11 日現在）	当期 （2025 年５月９日現在）
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 （2024 年 11 月 11 日現在）	当期 （2025 年５月９日現在）
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	272,487,042	217,232,843
合計	272,487,042	217,232,843

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）附属明細表

第１　有価証券明細表（2025 年５月９日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ＧＩＭアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド（適格機関投資家専用）	1,822,423,185	5,782,731,008	
合計			1,822,423,185	5,782,731,008	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」および「アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」は「ＧＩＭアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＧＩＭアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記番号	(2024年11月11日現在)	(2025年５月９日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		207,575,515	192,579,983
金銭信託		1,000,000	－
コール・ローン		－	1,000,102
国債証券		89,135,137	88,411,357
特殊債券		516,435,859	283,896,863
社債券		6,509,103,626	5,616,152,474
未収入金		－	22,875,367
未収利息		100,651,467	72,887,685
前払費用		11,102,327	7,834,137
流動資産合計		7,435,003,931	6,285,637,968
資産合計		7,435,003,931	6,285,637,968
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		104,250	33,598
未払金		－	67,532,450
未払解約金		1,999,999	－
流動負債合計		2,104,249	67,566,048
負債合計		2,104,249	67,566,048
純資産の部			
元本等			
元本	※１	2,196,190,462	1,959,613,494
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		5,236,709,220	4,258,458,426
元本等合計		7,432,899,682	6,218,071,920
純資産合計		7,432,899,682	6,218,071,920
負債純資産合計		7,435,003,931	6,285,637,968

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
１．有価証券の評価基準および評価方法	国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条および第 61 条に従って処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

(2024 年 11 月 11 日現在)	(2025 年 5 月 9 日現在)
当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2024年11月11日現在)	(2025年５月９日現在)
※１期首元本額	2,473,223,230円	2,196,190,462円
期中追加設定元本額	18,000,726円	11,710,823円
期中解約元本額	295,033,494円	248,287,791円
元本の内訳（注）		
アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	2,039,573,679円	1,822,423,185円
アジア・ハイ・イールド債券ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	156,616,783円	137,190,309円
合　計	2,196,190,462円	1,959,613,494円
受益権の総数	2,196,190,462口	1,959,613,494口
１口当たりの純資産額	3.3845円	3.1731円
（１万口当たりの純資産額）	(33,845円)	(31,731円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。 運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	(2024年11月11日現在)	(2025年5月9日現在)
1．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2024年11月11日現在)	(2025年5月9日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,824,816	△1,586,395
特殊債券	14,769,204	△2,819,962
社債券	265,808,927	△77,671,433
合計	282,402,947	△82,077,790

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（通貨関連）

区分	種類	（2024年11月11日現在）				（2025年５月９日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	46,475,529	－	46,579,779	△104,250	34,875,241	－	34,908,839	△33,598
合計		46,475,529	－	46,579,779	△104,250	34,875,241	－	34,908,839	△33,598

（注）１．為替予約の時価の算定方法
（１）対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
（２）対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
２．換算において円未満の端数は切り捨てております。
３．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表（2025 年５月９日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	MONGOL 8.65% JAN28 REGS		200,000.00	206,584.00	
		PAKISTAN 6% APR26 REGS		200,000.00	188,132.00	
		PAKISTAN6.875%DEC27 REGS		200,000.00	175,822.00	
		SRILANKA 4% APR28 REGS		19,381.50	17,861.60	
		SRILANKA MLT JUN35 REGS		27,440.00	17,905.14	
	計	銘柄数：	5	646,821.50	606,304.74	
					(88,411,357)	
		組入時価比率：	1.4%		1.5%	
	小計				88,411,357	
					(88,411,357)	
特殊債券	アメリカドル	BANKNEGARAINDONESHIA VAR		600,000.00	563,022.00	
		GREENKO 7.25% REGS		579,000.00	560,558.85	
		HUARONG FIN 3.875% EMTN		400,000.00	370,420.00	
		NANYANG COMMERC VAR		250,000.00	252,032.50	
		TONGYANGLIFEINSUR VAR		200,000.00	200,866.00	
	計	銘柄数：	5	2,029,000.00	1,946,899.35	
					(283,896,863)	
		組入時価比率：	4.6%		4.7%	
	小計				283,896,863	
					(283,896,863)	
社債券	アメリカドル	AXIS BANK VAR REGS		200,000.00	191,006.00	
		AZURE POWER 3.575% REGS		743,249.48	697,524.77	
		BANGKOK BANK VAR REGS		200,000.00	197,814.00	
		BHARTI VAR REGS		200,000.00	195,862.00	
		BIOCON BIOLOG6.67% REGS		500,000.00	457,365.00	
		BK EAST ASIA VAR EMTN 4		1,150,000.00	1,134,590.00	
		CAS CAPITAL VAR		600,000.00	577,146.00	
		CENTRAL PLAZA DEV 7.15%		258,000.00	257,842.62	
		CHAMPION PATH 4.5%		500,000.00	492,730.00	
		CHAMPION PATH 4.85%		500,000.00	469,345.00	
		CONTINUUM GRN 7.5% REGS		390,900.00	396,747.86	
		CONTINUUMENERGY9.5% REGS		600,000.00	610,884.00	
		DIAMOND II 7.95% REGS		200,000.00	199,122.00	
		FAR EASTHORIZON4.25%EMTN		200,000.00	194,940.00	
		FAREASTHORIZON6.625%EMTN		204,000.00	204,104.04	
		FORTUNE STAR 5.05%		300,000.00	283,395.00	
		FORTUNE STAR 5%		800,000.00	772,952.00	
		FRANSHION 3.2%		200,000.00	194,024.00	
		FRANSHION 4.25%		600,000.00	520,368.00	
		FWD GRP VAR EMTN		700,000.00	680,890.00	
		FWD VAR 49		400,000.00	364,496.00	
		GLOBE TELECOM 3%		400,000.00	317,404.00	
		GLOPM 4.2% VAR		700,000.00	683,669.00	
		GLP CHINA 2.95% EMTN		1,200,000.00	1,124,700.00	

		GLP PTE 3.875% EMTN		1,400,000.00	1,391,824.00	
		GLP PTE 9.75%		300,000.00	294,750.00	
		GMR HYDERABAD 4.25% REGS		300,000.00	285,015.00	
		GREENKO 4.3% REGS		167,000.00	153,337.73	
		GREENTOWN CHINA 5.65%		500,000.00	498,185.00	
		GREENTOWN CHINA 8.45%		567,000.00	572,148.36	
		HD FINANCE VAR		292,000.00	282,381.52	
		HDFC BANK VAR REGS		500,000.00	473,830.00	
		HPCL MITTAL ENERGY 5.25%		300,000.00	293,718.00	
		IIFL FINANCE 8.75% REGS		200,000.00	192,126.00	
		INDIA GREEN POWE 4% REGS		909,930.00	864,933.96	
		INDIACLEANENERGY4.5%REGS		1,000,000.00	933,860.00	
		INDIKA ENERGY 8.75% REGS		800,000.00	753,824.00	
		IRBINFRASTRUCTU7.11%REGS		400,000.00	390,904.00	
		JSW INFRAST 4.95% REGS		800,000.00	763,128.00	
		JSW STEEL 5.05% REGS		800,000.00	703,072.00	
		KASIKORNBANK VAR EMTN		300,000.00	284,703.00	
		LONGFOR 3.375%		200,000.00	178,648.00	
		LONGFOR 3.85%		200,000.00	144,784.00	
		LONGFOR 3.95%		300,000.00	240,456.00	
		LONGFOR 4.5%		700,000.00	617,750.00	
		MACQUARIE BANK VAR REGS		300,000.00	261,267.00	
		MEDCOLAURELTREE6.95%REGS		600,000.00	587,502.00	
		MELCO RESORTS5.375% REGS		300,000.00	271,083.00	
		MELCO RESORTS7.625% REGS		2,100,000.00	2,021,733.00	
		MGMCHINAHLDGS 4.75% REGS		450,000.00	438,655.50	
		MGMCHINAHLDGS7.125% REGS		700,000.00	703,423.00	
		MINEJESA 5.625% REGS		450,000.00	416,781.00	
		MUANGTHAI CAPITAL 6.875%		500,000.00	492,015.00	
		MUTHOOTFINANCE6.375%REGS		400,000.00	388,744.00	
		MUTHOOTFINANCE7.125%REGS		500,000.00	498,795.00	
		NWD MTN 4.125%		300,000.00	181,296.00	
		PIRAMALCAPITAL 7.8% EMTN		443,000.00	435,380.40	
		PROSUS NV 3.832% REGS		300,000.00	188,079.00	
		PROSUS NV 4.027% REGS		200,000.00	130,448.00	
		RIZAL COMMERCIAL BK VAR		300,000.00	297,342.00	
		SHRIRAM FIN 6.625% REGS		543,000.00	540,795.42	
		SMC GLOBAL POWER VAR		300,000.00	286,350.00	
		STD CHARTERED 5.3% REGS		200,000.00	174,882.00	
		STD CHARTERED VAR REGS 6.0%		400,000.00	399,216.00	
		STD CHARTERED VAR REGS 7.75%		500,000.00	509,500.00	
		STD CHARTERED VAR REGS 4.75%		800,000.00	700,440.00	
		STD CHARTERED VAR REGS 4.3%		300,000.00	268,545.00	
		STUDIO CITY FIN 5% REGS		1,400,000.00	1,233,806.00	
		STUDIO CITY FIN 6% REGS		415,000.00	413,559.95	
		STUDIOCITY FIN 6.5% REGS		300,000.00	287,952.00	
		VANKE REAL 3.975% EMTN		300,000.00	229,101.00	
		VEDANTA 10.25% REGS		600,000.00	589,674.00	
		VEDANTA 10.875% REGS		900,000.00	862,290.00	
		WOORI BANK VAR REGS		200,000.00	198,596.00	
		WYNN MACAU 5.5% REGS		300,000.00	297,654.00	
		WYNN MACAU 5.625% REGS		2,400,000.00	2,290,224.00	
		YANLORD LAND 5.125%		400,000.00	386,852.00	

	計	銘柄数：	77	40,783,079.48	38,514,281.13	
					(5,616,152,474)	
		組入時価比率：	90.3%		93.8%	
	小計				5,616,152,474	
					(5,616,152,474)	
	合計				5,988,460,694	
					(5,988,460,694)	

（注）各通貨計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

（注）小計・合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記　取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアＣＢ

以下は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアＣＢの監査済報告書の一部を、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。ＳＢＩ岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

連結費用明細表および純資産変動明細書

自 2023年１月１日 至 2023年12月31日
米ドル

期首純資産額	92,326,394
収益	
受取利息（源泉税控除）	1,233,564
預金利息	57,060
収益合計	1,290,624
費用	
運用報酬	855,605
事務管理報酬	134,351
年次税	46,134
預託費用	1,379
代行手数料	88,961
銀行およびその他の支払利息	3
営業費	40,542
費用合計	1,166,975
投資純損益	123,649
実現損益	
売却取引	△ 1,473,950
為替予約取引	1,556,325
外貨取引	31,244
実現純損益	113,619
未実現純損益	
投資有価証券	7,198,906
為替予約取引	530,224
外貨取引	363,860
未実現純損益	8,092,990
運用による純資産の増加／減少	8,330,258
追加金	20,148,456
解約金	△40,689,201
資本金の増減による純資産の増加／減少額	△20,540,746
期末純資産額	80,115,907

Schedule of Investments as at 31 December 2023

Schroder ISF Asian Convertible Bond

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchange listing				
Convertible Bonds				
Communication Services				
Kingsoft Corp. Ltd., Reg. S 0.625% 29/04/2025	HKD	23,000,000	2,976,326	3.72
XD, Inc., Reg. S 1.25% 12/04/2026	USD	1,601,000	1,563,377	1.95
			4,539,703	**5.67**
Consumer Discretionary				
ANLIAN Capital Ltd., Reg. S 0% 05/02/2025	EUR	4,800,000	5,273,782	6.58
China Yuhua Education Corp. Ltd., Reg. S 0.9% 27/12/2024	HKD	13,876,526	1,167,826	1.46
Sail Vantage Ltd., Reg. S 0% 13/01/2027	HKD	4,000,000	487,671	0.61
Vinpearl JSC, Reg. S 3.25% 21/09/2026	USD	2,600,000	2,223,000	2.77
			9,152,279	**11.42**
Consumer Staples				
China Mengniu Dairy Co. Ltd., Reg. S 4.5% 15/06/2026	HKD	8,000,000	1,012,067	1.26
			1,012,067	**1.26**
Financials				
Citigroup Global Markets Holdings, Inc., Reg. S 0% 26/02/2026	HKD	12,000,000	1,423,845	1.78
Eve Battery Investment Ltd., Reg. S 0.75% 22/11/2026	USD	800,000	740,200	0.92
Universe Trek Ltd., Reg. S 2.5% 08/07/2025	USD	2,250,000	2,279,904	2.85
Universe Trek Ltd., Reg. S 0% 15/06/2026	USD	1,400,000	1,421,009	1.77
			5,864,958	**7.32**
Health Care				
Luye Pharma Group Ltd., Reg. S 6.25% 06/07/2028	USD	500,000	485,026	0.61
Microport Scientific Corp., Reg. S 5.75% 19/12/2028	USD	700,000	646,531	0.80
Sure First Ltd., Reg. S 2% 16/01/2025	USD	400,000	408,224	0.51
			1,539,781	**1.92**
Industrials				
Cathay Pacific Finance III Ltd., Reg. S 2.75% 05/02/2026	HKD	28,000,000	3,765,815	4.71
L&F Co. Ltd., Reg. S 2.5% 26/04/2030	USD	3,600,000	2,557,871	3.19
Singapore Airlines Ltd., Reg. S 1.625% 03/12/2025	SGD	3,250,000	3,134,080	3.91
			9,457,766	**11.81**
Information Technology				
Lenovo Group Ltd., Reg. S 2.5% 26/08/2029	USD	2,798,000	3,801,038	4.74
SK Hynix, Inc., Reg. S 1.75% 11/04/2030	USD	4,000,000	5,617,999	7.02
Weimob Investment Ltd., Reg. S 0% 07/06/2026	USD	993,000	970,658	1.21
Yageo Corp., Reg. S 0% 26/05/2025	USD	1,000,000	1,187,000	1.48
			11,576,695	**14.45**
Materials				
China Hongqiao Group Ltd., Reg. S 5.25% 25/01/2026	USD	1,600,000	1,829,073	2.28
LG Chem Ltd., Reg. S 1.6% 18/07/2030	USD	5,100,000	4,790,175	5.98
POSCO Holdings, Inc., Reg. S 0% 01/09/2026	EUR	4,200,000	5,361,218	6.70
Straits Trading Co. Ltd., Reg. S 3.25% 13/02/2028	SGD	1,750,000	1,161,823	1.45
Taiwan Cement Corp., Reg. S 0% 24/10/2028	USD	900,000	900,000	1.12
			14,042,289	**17.53**
Real Estate				
Novaland Investment Group Corp., Reg. S 5.25% 16/07/2026	USD	1,600,000	605,920	0.76
Vingroup JSC, Reg. S 10% 13/11/2028	USD	1,200,000	1,215,733	1.51
			1,821,653	**2.27**
Total Convertible Bonds			**59,007,191**	**73.65**
Total Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchange listing			**59,007,191**	**73.65**
Transferable securities and money market instruments dealt in on another regulated market				
Convertible Bonds				
Communication Services				
Bharti Airtel Ltd., Reg. S 1.5% 17/02/2025	USD	2,183,000	3,600,036	4.50
Weibo Corp., 144A 1.375% 01/12/2030	USD	1,600,000	1,733,600	2.16
			5,333,636	**6.66**
Consumer Discretionary				
Bosideng International Holdings Ltd., Reg. S 1% 17/12/2024	USD	1,200,000	1,217,822	1.52

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 31 December 2023

Schroder ISF Asian Convertible Bond

Portfolio of Investments (continued)

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
H World Group Ltd. 3% 01/05/2026	USD	300,000	321,600	0.40
Li Auto, Inc. 0.25% 01/05/2028	USD	100,000	144,350	0.18
Meituan, Reg. S 0% 27/04/2028	USD	1,500,000	1,296,751	1.62
PDD Holdings, Inc. 0% 01/12/2025	USD	500,000	515,325	0.64
Trip.com Group Ltd., Reg. S 1.5% 01/07/2027	USD	600,000	634,500	0.79
Wynn Macau Ltd., 144A 4.5% 07/03/2029	USD	3,789,000	3,881,402	4.84
			8,011,750	**9.99**
Financials				
Poseidon Finance 1 Ltd., Reg. S 0% 01/02/2025	USD	2,300,000	2,288,520	2.86
			2,288,520	**2.86**
Industrials				
OSG Corp. 0% 20/12/2030	JPY	60,000,000	457,285	0.57
ZTO Express Cayman, Inc., 144A 1.5% 01/09/2027	USD	300,000	285,495	0.36
			742,780	**0.93**
Information Technology				
Ferrotec Holdings Corp., Reg. S 0% 23/06/2028	JPY	120,000,000	884,219	1.10
Gigabyte Technology Co. Ltd., Reg. S 0% 27/07/2028	USD	2,000,000	1,950,000	2.44
			2,834,219	**3.54**
Materials				
Aica Kogyo Co. Ltd., Reg. S 0% 22/04/2027	JPY	90,000,000	699,654	0.87
			699,654	**0.87**
Total Convertible Bonds			**19,910,559**	**24.85**
Total Transferable securities and money market instruments dealt in on another regulated market			**19,910,559**	**24.85**
Total Investments			**78,917,750**	**98.50**
Cash			**729,101**	**0.91**
Other assets/(liabilities)			**469,056**	**0.59**
Total Net Assets			**80,115,907**	**100.00**

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

（2025 年 5 月 30 日現在）

Ⅰ　資産総額	494,557,859円
Ⅱ　負債総額	339,766円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	494,218,093円
Ⅳ　発行済数量	1,146,905,016口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	0.4309円

アジア　ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

（2025 年 5 月 30 日現在）

Ⅰ　資産総額	6,655,995,544円
Ⅱ　負債総額	18,025,203円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,637,970,341円
Ⅳ　発行済数量	8,933,365,425口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	0.7431円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

■　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■　受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025 年 5 月末日現在）

資本金の額	1 億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000 株
発行済株式の総数	1,132,101 株
最近 5 年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022 年 11 月 30 日	60 億 284 千円（10 億円）
2023 年 3 月 14 日	1 億円（60 億 284 千円）

(2) 委託会社の機構（2025 年 5 月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12 名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長 1 名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月 1 回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月 1 回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月 1 回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月 1 回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。
　また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2025 年 5 月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	147	12,670
追加型公社債投資信託	1	3,194
単位型株式投資信託	37	504
単位型公社債投資信託	3	67
合計	188	16,437

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月16日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木 裕子

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松本 直也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （2024年3月31日現在）		当事業年度 （2025年3月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		13,382,655		14,765,684
有価証券		99,210		73,110
未収委託者報酬		1,705,907		2,072,469
未収運用受託報酬		78,429		15,446
未収投資助言報酬		11,959		11,876
前払費用		115,978		153,984
未収収益		13,481		30,236
その他の流動資産		6,841		12,726
流動資産合計		15,414,463		17,135,533
固定資産				
有形固定資産				
建物	※	172,509	※	160,120
器具備品	※	14,591	※	13,847
有形固定資産合計		187,100		173,967
無形固定資産				
ソフトウェア		21,685		12,536
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		23,807		14,659
投資その他の資産				
投資有価証券		1,205,407		1,230,152
長期差入保証金		252,250		252,245
前払年金費用		61,691		83,267
その他		480		480
投資その他の資産合計		1,519,829		1,566,145
固定資産合計		1,730,737		1,754,772
資産合計		17,145,200		18,890,306

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	31,333	28,552
未払金	991,947	1,179,355
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	925,698	1,163,520
その他未払金	61,247	10,833
未払費用	234,454	237,473
未払法人税等	322,685	452,663
未払消費税等	88,053	134,264
未払配当金	—	200,000
賞与引当金	—	90,000
流動負債合計	1,668,473	2,322,310
固定負債		
退職給付引当金	278,570	228,723
役員退職慰労引当金	7,490	9,360
資産除去債務	94,372	95,344
繰延税金負債	72,083	114,869
固定負債合計	452,516	448,297
負債合計	2,120,990	2,770,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,922,414	3,960,947
利益剰余金合計	3,102,244	4,140,777
株主資本合計	14,669,312	15,707,845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	354,897	411,853
評価・換算差額等合計	354,897	411,853
純資産合計	15,024,210	16,119,698
負債・純資産合計	17,145,200	18,890,306

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	10,123,506	13,077,482
運用受託報酬	108,885	37,259
投資助言報酬	27,675	27,565
その他営業収益	11,259	14,575
営業収益合計	10,271,327	13,156,882
営業費用		
支払手数料	4,867,961	7,012,057
広告宣伝費	121,082	132,774
公告費	15	15
受益権管理費	16,417	15,855
調査費	1,837,996	1,588,269
調査費	236,964	253,114
委託調査費	1,601,031	1,335,154
委託計算費	273,203	297,339
営業雑経費	311,294	353,192
通信費	65,742	64,085
印刷費	158,663	167,468
諸経費	66,665	57,894
協会費	5,247	5,753
諸会費	4,976	5,090
業務委託費	10,000	52,899
営業費用合計	7,427,972	9,399,503
一般管理費		
給料	1,226,095	1,159,164
役員報酬	73,162	76,130
給料・手当	1,103,991	1,079,034
賞与	48,940	4,000
交際費	754	1,852
寄付金	21,265	22,830
旅費交通費	10,992	14,822
租税公課	7,716	15,014
不動産賃借料	259,582	253,559
賞与引当金繰入	—	90,000
退職給付費用	32,395	9,770
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,870
固定資産減価償却費	28,769	25,220
諸経費	333,346	355,125
一般管理費合計	1,922,788	1,949,229
営業利益	920,566	1,808,149

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
営業外収益		
受取配当金	18,926	44,774
受取利息	93	13,725
有価証券利息	—	4,822
受取補償金	0	—
雑益	5,602	5,531
営業外収益合計	24,623	68,853
営業外費用		
固定資産除却損	0	0
為替差損	60	9
支払補償費	0	—
雑損	463	0
営業外費用合計	523	9
経常利益	944,665	1,876,993
特別利益		
投資有価証券売却益	17,222	2,082
投資有価証券償還益	173	17,403
為替差益	—	294
特別利益合計	17,395	19,779
特別損失		
有価証券償還損	—	36
投資有価証券売却損	4,270	6,588
投資有価証券償還損	—	1,752
投資有価証券評価損	50,575	—
特別損失合計	54,845	8,376
税引前当期純利益	907,215	1,888,396
法人税、住民税及び事業税	368,346	645,087
法人税等調整額	△ 51,664	4,776
法人税等合計	316,682	649,863
当期純利益	590,533	1,238,532

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当期変動額										
剰余金の配当										
当期純利益					590,533	590,533	590,533			590,533
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								198,998	198,998	198,998
当期変動額合計	－	－	－	－	590,533	590,533	590,533	198,998	198,998	789,532
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210

当事業年度（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					1,238,532	1,238,532	1,238,532			1,238,532
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	－	－	－	－	1,038,532	1,038,532	1,038,532	56,955	56,955	1,095,488
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698

［注記事項］

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15～18 年

器具備品　4～15 年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々

認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債　　114,869 千円

上記の繰延税金負債 114,869 千円は、繰延税金資産 178,529 千円と繰延税金負債 293,399 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会）　等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業費用」の「諸経費」に含めていた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「諸経費」に表示していた 76,665 千円は、「業務委託費」10,000 千円、「諸経費」66,665 千円に組み替えております。

（貸借対照表関係）

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	86,481 千円	98,870 千円
器具備品	130,930 〃	129,597 〃
計	217,412 〃	228,468 〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A種優先株式(株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

２．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A種優先株式(株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

２．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	360円55銭	2025年3月31日	2025年6月24日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2024年3月31日）	当事業年度（2025年3月31日）
1年以内	252,205	252,205
1年超	441,359	189,153
合計	693,564	441,359

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び長期差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。長期差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,089,716	1,089,716	―
(2) 長期差入保証金	252,250	221,769	△ 30,480

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号　2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,114,461	1,114,461	―
(2) 長期差入保証金	252,245	204,580	△ 47,664

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号　2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024 年 3 月 31 日）

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	539,556	550,160	—	1,089,716

②　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	—	221,769	—	221,769

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	673,118	441,343	—	1,114,461

②　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	—	204,580	—	204,580

（注 1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注 2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル 1 の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル２に分類しております。

長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル２の時価に分類しております。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024 年３月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	13,382,655	―	―	―
未収委託者報酬	1,705,907	―	―	―
未収運用受託報酬	78,429	―	―	―
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	99,210	189,142	74,213	194,400
長期差入保証金	―	―	―	252,250
合計	15,266,202	189,142	74,213	446,650

当事業年度（2025 年３月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	14,765,684	―	―	―
未収委託者報酬	2,072,469	―	―	―
未収運用受託報酬	15,446	―	―	―
未収投資助言報酬	11,876	―	―	―
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	73,110	122,598	78,180	171,848
長期差入保証金	―	―	―	252,245
合計	16,938,586	122,598	78,180	424,093

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2024 年３月 31 日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	539,556	81,949	457,606
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	531,900	442,000	89,900
小計		1,071,456	523,949	547,506
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	―	―	―
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	117,470	122,402	△4,932
小計		117,470	122,402	△4,932
合計		1,188,926	646,352	542,474

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	673,118	81,624	591,493
	（２）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	381,166	322,000	59,166
小計		1,054,284	403,624	650,660
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	—	—	—
	（２）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	133,287	146,407	△13,120
小計		133,287	146,407	△13,120
合計		1,187,571	550,032	637,539

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。
（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度　（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
（３）その他	246,952	17,222	4,270
合計	246,952	17,222	4,270

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
（３）その他	558,081	2,082	6,588
合計	558,081	2,082	6,588

３．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

当事業年度における減損処理額は、50,575千円（うち、その他50,575千円）であります。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）
前事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。また、当事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型ＤＣ岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	514,185	461,310
勤務費用	42,791	34,013
利息費用	2,056	3,413
数理計算上の差異の発生額	△48,700	△17,114
退職給付の支払額	△49,654	△102,581
その他	630	―
退職給付債務の期末残高	461,310	379,042

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
年金資産の期首残高	341,266	368,298
期待運用収益	1,706	1,841
数理計算上の差異の発生額	29,842	△15,099
事業主からの拠出額	15,123	13,649
退職給付の支払額	△19,641	△45,026
年金資産の期末残高	368,298	323,663

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	222,295	181,430
年金資産	△368,298	△323,663
	△146,002	△142,232
非積立型制度の退職給付債務	239,014	197,611
未積立退職給付債務	93,012	55,379
未認識数理計算上の差異	123,866	90,076
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216,878	145,455
退職給付引当金	278,570	228,723
前払年金費用	△61,691	△83,267
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216,878	145,455

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
勤務費用	42,791	34,013
利息費用	2,056	3,413
期待運用収益	△1,706	△1,841
数理計算上の差異の費用処理額	△21,994	△35,804
確定給付制度に係る退職給付費用	21,147	△218

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株式	44.0%	43.1%
一般勘定	19.7%	20.7%
債券	22.1%	21.5%
その他	14.2%	14.7%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
割引率	0.74%	1.57%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度12,397千円、当事業年度11,041千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2024 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2025 年 3 月 31 日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	96,357	81,036
役員退職慰労引当金	2,590	3,316
賞与引当金	—	31,131
未払金（賞与）	15,565	—
その他有価証券評価差額金	1,706	4,648
投資有価証券評価損	20,505	11,790
資産除去債務	32,643	33,780
未払事業税	29,366	41,892
その他	8,548	11,144
繰延税金資産小計	207,283	218,739
評価性引当額	△ 38,409	△ 40,209
繰延税金資産の合計	168,874	178,529
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 189,382	△ 230,334
未収配当金	△ 4,179	△ 7,494
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,057	△ 26,068
前払年金費用	△ 21,339	△29,501
繰延税金負債の合計	△ 240,958	△ 293,399
繰延税金資産(負債)の純額	△ 72,083	△ 114,869

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号)」が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 34.59%から 35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は 4,348 千円増加し、その他有価証券評価差額金が 5,161 千円、法人税等調整額が 812 千円、それぞれ減少しております。

３．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2024 年 3 月 31 日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
期首残高	93,410	94,372
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	962	972
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	94,372	95,344

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	10,123,506
運用受託報酬	108,885
投資助言報酬	27,675
その他営業収益	11,259
合計	10,271,327

当事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	13,077,482
運用受託報酬	37,259
投資助言報酬	27,565
その他営業収益	14,575
合計	13,156,882

（２）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

	（単位：千円）
未収委託者報酬	1,705,907
未収運用受託報酬	78,429
未収投資助言報酬	11,959
合計	1,796,295

当事業年度

	（単位：千円）
未収委託者報酬	2,072,469
未収運用受託報酬	15,446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2,099,792

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の 10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	－	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	3,113,287	未払手数料	630,717

（注） 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	－	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	4,281,619	未払手数料	813,246

（注） 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）

ＳＢＩＦＳ合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
1株当たり純資産額	13,271円09銭	14,238円74銭
1株当たり当期純利益金額	521円63銭	1,094円01銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当期純利益金額	590,533千円	1,238,532千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	590,533千円	1,238,532千円
普通株式の期中平均株式数	1,132,101株	1,132,101株

4．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
純資産の部の合計額	15,024,210千円	16,119,698千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	15,024,210千円	16,119,698千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	1,132,101株	1,132,101株
（うちA種優先株式）	（554,701 株）	（554,701 株）

（注）A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

2022 年 11 月 30 日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023 年 3 月 27 日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023 年 7 月 1 日付で、商号の変更（新商号　ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、ＳＢＩホールディングス株式会社の完全子会社であるＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022 年 11 月 30 日付で、ＳＢＩホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

約　款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）
（為替ヘッジあり）

約　　款

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の安定した収益の確保と着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

内国証券投資信託の受益権およびルクセンブルク籍米ドル建て外国投資法人の投資証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① 別に定める投資信託証券への投資を通じて、アジアのハイ・イールド債券を中心に、他、転換社債(CB)等に実質的に投資を行います。

② 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等を基に銘柄を選定します。また転換社債(CB)に関しては、ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等に加え、株価との連動性等を勘案し銘柄を選定します。

③ ポートフォリオの構築にあたっては、金利収入の獲得を重視し、債券価格の上昇による投資信託財産の成長を目指します。

④ 各投資信託証券の合計組入比率は、高位に保つことを基本とします。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

毎月 17 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき、収益分配を行います。ただし、最初の収益分配については平成 24 年 11 月 19 日に行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 23 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条　委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、2012 年 8 月 27 日から 2027 年 5 月 17 日まで、または第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条の規定による受益権については 500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条　受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．金銭債権
   ハ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 26 条、第 27 条および第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 26 条、第 27 条および第 28 条

に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および目的）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に係る為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 22 条　投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託業務の委託等）

第23条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国におい

て発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 25 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 26 条　委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 27 条　委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 28 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 29 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 30 条　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他

の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 31 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 18 日から翌月 17 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 24 年 9 月 18 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 103 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 35 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した

後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 36 条　受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 39 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 37 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 38 条　受益者が、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 37 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 39 条　受益者は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第 40 条　委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行い

ます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 41 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 42 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき､解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 43 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 45 条　委託者は､受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 49 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託期間の延長）

第 50 条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第 50 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 51 条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 24 年 8 月 27 日

委　託　者　東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

受　託　者　東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

付表

1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および第 17 条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

・クレディ・スイス・アジア CB ファンド（円ヘッジクラス）

・シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジア CB（C クラス（米ドル建て））

「クレディ・スイス・アジア CB ファンド（円ヘッジクラス）」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。

2. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 39 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

・翌営業日が香港の銀行の休業日である日

なお、「別に定める投資信託証券」、および「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

（2021 年 10 月 15 日現在）

追 加 型 証 券 投 資 信 託

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）
（為替ヘッジなし）

約　　款

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の安定した収益の確保と着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

内国証券投資信託の受益権およびルクセンブルク籍米ドル建て外国投資法人の投資証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① 別に定める投資信託証券への投資を通じて、アジアのハイ・イールド債券を中心に、他、転換社債(CB)等に実質的に投資を行います。

② 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等を基に銘柄を選定します。また転換社債(CB)に関しては、ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等に加え、株価との連動性等を勘案し銘柄を選定します。

③ ポートフォリオの構築にあたっては、金利収入の獲得を重視し、債券価格の上昇による投資信託財産の成長を目指します。

④ 各投資信託証券の合計組入比率は、高位に保つことを基本とします。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

毎月 17 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき、収益分配を行います。ただし、最初の収益分配については平成 24 年 11 月 19 日に行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 23 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条　委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、2012 年 8 月 27 日から 2027 年 5 月 17 日まで、または第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条の規定による受益権については 500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条　受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．金銭債権
   ハ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 26 条、第 27 条および第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 26 条、第 27 条および第 28 条

に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および目的）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に係る為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 22 条　投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託業務の委託等）

第23条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国におい

て発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 25 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 26 条　委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 27 条　委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 28 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 29 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 30 条　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他

の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 31 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 18 日から翌月 17 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 24 年 9 月 18 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 103 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 35 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した

後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 36 条　受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 39 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 37 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 38 条　受益者が、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 37 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 39 条　受益者は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第 40 条　委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行い

ます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 41 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 42 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき､解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 43 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 45 条　委託者は､受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 49 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託期間の延長）

第 50 条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第 50 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 51 条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 24 年 8 月 27 日

委　託　者　東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

受　託　者　東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

付表

1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および第 17 条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

・クレディ・スイス・アジア CB ファンド（ヘッジなしクラス）

・シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジア CB（C クラス（米ドル建て））

「クレディ・スイス・アジア CB ファンド（ヘッジなしクラス）」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。

2. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 39 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

・翌営業日が香港の銀行の休業日である日

なお、「別に定める投資信託証券」、および「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

（2021 年 10 月 15 日現在）